

資料編

O

O

資料編

1. 防災組織関連	1
2. 災害危険箇所等	16
3. 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準	47
4. 観測施設	48
5. 南会津防災行政無線局設置場所及び回線系統	49
6. 消防関係	51
7. ライフライン関係	52
8. 指定避難所	53
9. 危険物保管場所及び爆発物保管場所状況	58
10. その他	59
11. 様式	67
12. 相互応援協定等	106

O

O

1 防災組織関連

南会津町防災会議条例

平成18年 3 月20日

条例第196号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、南会津町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 南会津町の地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 南会津町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員15人以内をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 福島県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 福島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長が、その部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 町教育長
 - (6) 南会津広域消防本部消防長
 - (7) 町消防団長

(8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

(9) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認め、任命する者

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、指定地方行政機関の職員、福島県の職員、南会津町の職員、指定公共機関の職員、指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（令和6年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

南会津町災害対策本部条例

平成18年3月20日

条例第197号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、南会津町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

O

O

南会津町災害対策本部規程

平成18年 3 月 20 日

訓令第40号

(趣旨)

第1条 この訓令は、南会津町災害対策本部条例（平成18年南会津町条例第197号）第4条の規定に基づき同条例に定めるもののほか、南会津町災害対策本部（以下「本部」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(本部の職員)

第2条 災害対策本部長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第2項の規定により、町長をもって充てる。

2 災害対策副本部長は、副町長をもって充てる。

3 災害対策本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 課長、会計室長

(2) 教育委員会教育長、議会事務局長及び農業委員会事務局長

(3) 消防団長

4 町長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、町の職員のうちから随時適当と認める者を災害対策本部員として任命することができる。

5 本部のその他の職員は、別表第1に定める者（災害対策本部長、同副本部長及び同本部員を除く。）をもって充てる。

(本部の組織)

第3条 本部に、別表第1に定める部及び班を置く。

2 部長、班長及び班員は、別表第1に定める者をもって充てる。

(部及び班の事務分掌)

第4条 部及び班の事務分掌は、別表第2に定めるとおりとする。

(災害対策現地本部の設置)

第5条 本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるときは、名称、所管区域及び設置の

場所を定めて災害対策現地本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

（災害対策現地本部長）

第6条 現地本部の長は、災害対策現地本部長とし、災害対策本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

（現地本部の組織その他）

第7条 前条に定めるもののほか、現地本部の組織その他現地本部に関して必要な事項は、その都度本部長が定める。

（緊急災害警備体制）

第8条 緊急災害に対処するため、緊急災害警備体制を編成する。

2 警備体制下の活動要領については、別表第3の緊急災害警備体制一般的基準によるものとし、職員の配置及び編成については、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成19年訓令第5号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第3（第8条関係）

緊急災害配備体制一般的基準

種別	配備内容	配備時刻
事前配備	情報連絡のため、住民生活課の必要な人員をもって充てるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1 大雨、台風期等において、気象注意報が発表され、なお警報の発表が予想されるときで、住民生活課長が配備を決定したとき。 2 その他特に住民生活課長が必要と認めたとき。
警戒配備	関係各課の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。	1 大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雪警報、土砂災害警戒情報が発表されたとき。 2 その他特に住民生活課長が必要と認めたとき。
特別警戒 配備	関係各部の所要人員をもって充てるもので、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じてそのまま非常始動ができる体制とする。	1 大雨、洪水等の警報が発令され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、又は被害が発生したとき。 2 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報が発表されたとき。 3 その他必要により本部長が指令したとき。
非常配備 体制	町職員の全員をもって充てるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策の活動ができる体制とする。	1 町内各地に大規模な災害が発生し、広域的な応急対策が必要と見られるとき、又は局地的に激甚な災害が発生し、なお、拡大のおそれがあり、応急対策が必要と見られるとき。 2 町内に予想されない重大な災害が発生

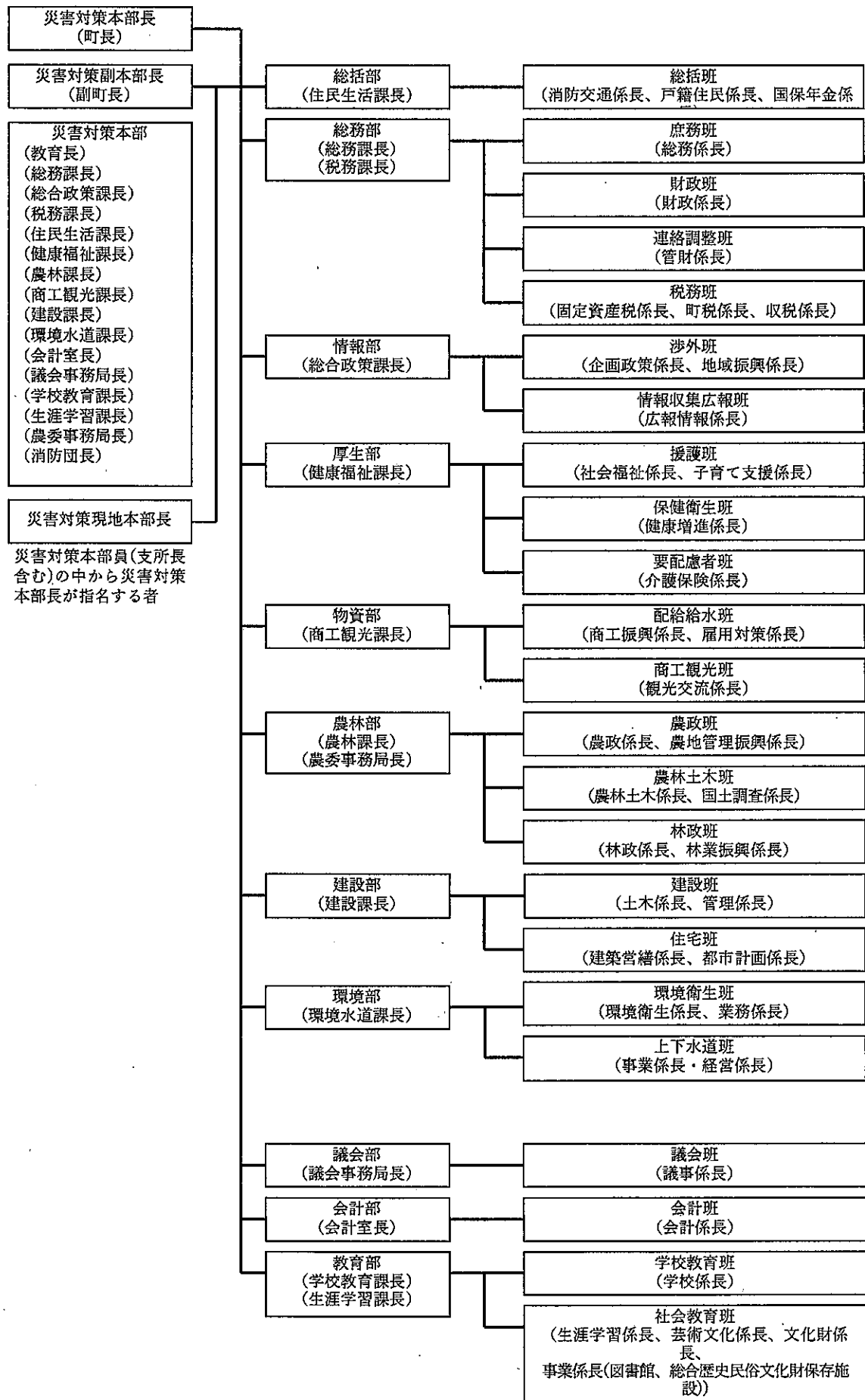
		したとき。
--	--	-------

備考：災害規模及び特性に応じ上記一般的基準により難いと認められる場合
においては、臨機応変の配備体制を整える。

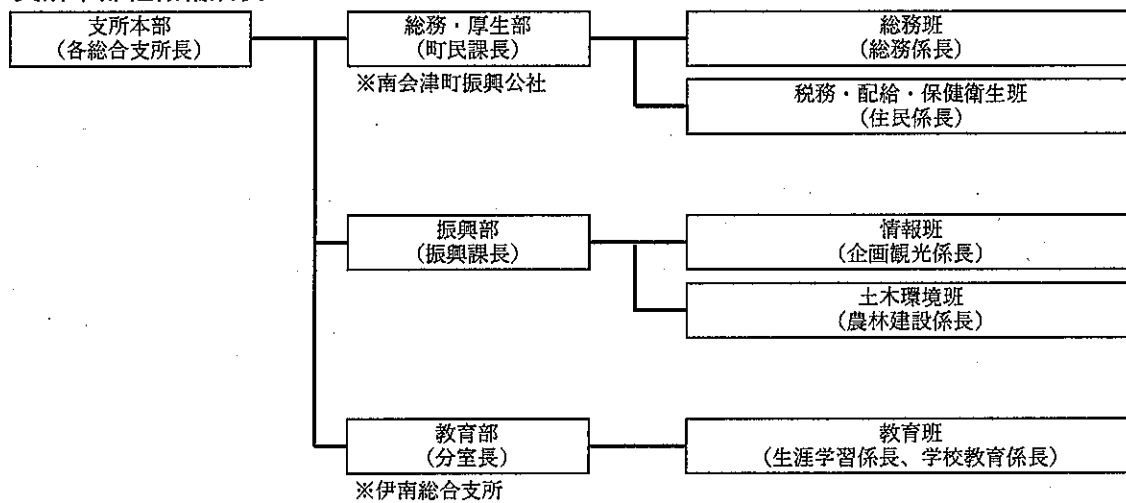
：自宅待機を命じられた職員は、参集命令があった場合は直ちに参集で
きるよう準備しなければならない。

別表第1 (第2条、第3条関係)

南会津町災害対策本部組織編成表



支所本部組織編成表



別表第2 (第4条関係)

4 災害対策本部事務分掌

災害対策本部事務分掌(1)

部 名	班 名	事務分掌
総括部	総括班	1 防災会議に関すること。 2 災害対策本部の設置に関すること。 3 災害対策本部の庶務に関すること。 4 総合的な災害対策の樹立に関すること。 5 消防団・消防本部・警察等との連絡に関すること。 6 災害救助法の適用に関すること。 7 防災行政無線に関すること。 8 災害対策本部と各部各班との連絡に関すること。 9 他の部、班の分掌に属しない事項
総務部	庶務班	1 本部長の命令伝達に関すること。 2 気象・地震通報の授受及び通報に関すること。 3 災害時の職員の動員及び調整に関すること。 4 町議会との連絡に関すること。 5 国、県との連絡及び要望等の資料作成に関すること。
	財政班	1 災害応急対策費の予算措置に関すること。 2 防災資材の確保及び配布に関すること。 3 応急公用負担の実施に関すること。 4 災害救助基金の出納に関すること。 5 災害応急対策に要する経費の経理に関すること。 6 災害応急対策に要する物品の経理に関すること。
	連絡調整班	1 現地本部との連絡に関すること。 2 各部との連絡調整に関すること。 3 本庁機関に属する自動車の配車に関すること。 4 公共施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 電源及び燃料の確保に関すること。 6 避難所の配置、設営に関すること。
	税務班	1 り災者の被害調査に関すること。 2 り災者の税減免等に関すること。 3 り災証明(被災証明)の発行に関すること。
情報部	渉外班	1 県及び他の市区町村への応援要請に関すること。 2 自衛隊の派遣要請及び活動状況把握に関すること。 3 警察等関係機関への派遣要請に関すること。 4 民間輸送業者への輸送協力依頼に関すること。 5 その他民間団体への応援協力に関すること。 6 総合的な風評被害対策に関すること。 7 災害復旧・復興計画の策定に関すること。
	情報収集広報班	1 災害の広報連絡に関すること。 2 通信各社への情報提供に関すること。 3 広報車による広報活動に関すること。 4 災害に係る広聴及び町民の苦情、陳情、相談等の処理に関すること。 5 災害情報の収集、災害写真の撮影・記録等に関すること。 6 道路交通、公共交通の情報収集及び広報に関すること。

災害対策本部事務分掌(2)

部 名	班 名	事務分掌
厚生部	援護班	1 死亡と推定されている者の捜索並びに死亡者の収容、処理及び埋葬に関すること。 2 り災者の避難誘導に関すること。 3 り災者に対する援護対策に関すること。 4 災害義援金の受付及び配布に関すること。 5 児童福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 6 被災地住民の健康管理に関すること。 7 災害ボランティアセンターに関すること。 8 所管施設の避難所開設・運営に関すること。
	保健衛生班	1 り災者の救援に関すること。 2 災害時の応急医療及び助産に関すること。 3 医薬品その他衛生資材の確保及び配布に関すること。 4 医療機関の被害調査及び応急対策に関すること。 5 被災地への救護班の派遣に関すること。 6 被災地における防疫に関すること。 7 環境衛生及び食品衛生の保持に関すること。 8 被災地住民の健康管理に関すること。
	要配慮者班	1 要配慮者の把握及び避難状況の確認に関すること。 2 福祉避難所の設置に関すること。 3 外国人の避難、救助に関すること。 4 避難行動要支援者支援チームの設置に関すること。
物資部	配給給水班	1 主食の調達及び配給に関すること。 2 義援物資の保管場所の確保に関すること。 3 義援物資の受給状況の把握に関すること。 4 応急救助のための生活必需品の調達及び配給に関すること。 5 避難所への物資の配給に関すること。 6 物資配給等に係る災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。 7 被災地における仮設トイレ等衛生設備の設置及び管理に関すること。 8 放射線事故における飲料水の安全対策に関すること。
	商工観光班	1 商業及び観光施設等の被害調査に関すること。 2 旅館、ホテル等への二次避難に関すること。 3 流通経路の確保及び物価の安定に関すること。 4 商業及び観光施設等の風評被害対策に関すること。 5 所管施設の避難所開設・運営に関すること。
農林部	農政班	1 農業災害の調査及びその応急対策に関すること。 2 農作物の技術対策に関すること。 3 家畜の防疫に関すること。 4 被害農家に対する資金の借入れ及び斡旋に関すること。 5 放射線事故における農作物の安全対策に関すること。 6 農作物等の風評被害対策に関すること。
	農林土木班	1 農業水利の確保に関すること。 2 農地及び農業用施設の災害状況調査並びにその応急対策に関すること。 3 応急救助及び応急復旧に要する労働力の確保に関すること。
	林政班	1 災害時の木材、薪炭等の調達斡旋に関すること。 2 治山施設、林産物、林道等の被害調査及びその応急復旧に関すること。

災害対策本部事務分掌(3)

部 名	班 名	事務分掌
建設部	建設班	1 道路、橋梁、河川等の被害調査及びその応急復旧に関する事 2 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関する事 3 水防活動（水防資材の調達も含む。）に関する事 4 大雨時の水門管理に関する事
	住宅班	1 公共施設の応急的営繕工事に関する事 2 災害関係住宅等の建設に関する事 3 被害住宅等の応急危険度判定業務に関する事 4 り災者の仮設住宅等二次避難住宅の確保に関する事
環境部	環境衛生班	1 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関する事 2 自然公園等に係る施設の被害調査及びその応急復旧に関する事 3 放射線事故における放射線量の測定及び除去に関する事
	上下水道班	1 下水道施設の被害調査及びその応急復旧に関する事 2 上水道施設の被害調査及びその応急復旧に関する事
議会部	議事班	1 議会に関する事 2 他市町村議会との調整等に関する事
会計部	会計班	1 義援金の保管に関する事 2 銀行との連絡調整に関する事
教育部	学校教育班	1 公立学校施設の被害調査及びその応急復旧に関する事 2 被災地の応急教育及び教職員の動員に関する事 3 り災児童及び生徒に対する学用品の供給に関する事 4 り災児童及び生徒の保健管理に関する事 5 災害応急対策のための教育施設等の利用に関する事 6 災害時における児童及び生徒の待避に関する事 7 り災並びに避難地域の児童及び生徒の転入手続に関する事 8 所管施設の避難所開設・運営に関する事
	社会教育班	1 文化財等の被害調査及びその応急復旧に関する事 2 社会教育施設（体育施設を含む。）の被害調査及びその応急復旧に関する事 3 所管施設の避難所開設・運営に関する事

備考：1. 事務分掌等にあるもののほか、事務に余裕のある班は、必要に応じて本部長の指示により他班の行う事項についての応援を分掌するものとする。

2. 部内の班同士については、部長の指示により行う。

支所本部事務分掌表(1)

部 名	班 名	事務分掌
総務・厚生部	総務班	1 支所本部の庶務に関すること。 2 災害対策本部との連絡に関すること。 3 消防団・消防本部との連絡に関すること。 4 防災行政無線に関すること。 5 本部長の命令伝達に関すること。 6 各部との連絡調整に関すること。 7 気象・地震通報の授受及び通報に関すること。 8 災害時の職員の動員及び調整に関すること。 9 支所機関に属する自動車の配車に関すること。 10 電源及び燃料の確保に関すること。 11 避難所の配置、設営に関すること。 12 他の部、班の分掌に属しない事項
	税務・配給・保健衛生班	1 り災者の被害調査に関すること。 2 り災者の救援に関すること。 3 り災者の税減免等に関すること。 4 り災者の避難誘導に関すること。 5 り災証明（被災証明）の発行に関すること。 6 主食の調達及び配給に関すること。 7 義援物資の保管場所の確保に関すること。 8 義援物資の受給状況の把握に関すること。 9 応援救助のための生活必需品の調達及び配給に関すること。 10 避難所への物資の配給に関すること。 11 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。 12 死亡と推定されている者の捜索並びに死亡者の収容、処理及び埋葬に関すること。 13 災害義援金の受付及び配布に関すること。 14 児童福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 15 要配慮者の把握及び避難状況の把握に関すること。 16 被災地住民の健康管理に関すること。 17 災害時の応急医療及び助産に関すること。 18 医薬品その他衛生資材の確保及び配布に関すること。 19 避難行動要支援者支援チームの設置に関すること。 20 医療機関の被害調査及び応急対策に関すること。 21 被災地への救護班の派遣に関すること。 22 被災地における防疫に関すること。 23 環境衛生及び食品衛生の保持に関すること。 24 福祉避難所の設置に関すること。 25 所管施設の避難所開設・運営に関すること。

支所本部事務分掌表(2)

部 名	班 名	事務分掌
振興部	情報班	1 災害の広報連絡に関すること。 2 通信各社への情報提供に関すること。 3 広報車による広報活動に関すること。 4 災害に係る広聴及び町民の苦情、陳情、相談等の処理に関すること。 5 災害情報の収集、災害写真の撮影・記録等に関すること。 6 道路交通、公共交通の情報収集及び広報に関すること。 7 商業及び観光施設等の被害調査に関すること。 8 ホテル等への二次避難に関すること。 9 流通経路の確保及び物価の安定に関すること。 10 商業及び観光施設等の風評被害対策に関すること。 11 所管施設の避難所開設・運営に関すること。
	土木環境班	1 防災資材の確保及び配布に関すること。 2 農業災害の調査及びその応急対策に関すること。 3 農作物の技術対策に関すること。 4 家畜の防疫に関すること。 5 農地及び農業用施設の災害状況調査並びにその応急対策に関すること。 6 被害農家に対する資金の借入れ及び斡旋に関すること。 7 農業水利の確保に関すること。 8 応急救助及び応急復旧に要する労働力の確保に関すること。 9 治山施設、林産物、林道等の被害調査及びその応急復旧に関すること。 10 災害時の木材、薪炭等の調達斡旋に関すること。 11 道路、橋梁、河川等の被害調査及びその応急復旧に関すること。 12 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関すること。 13 水防活動（水防資材の調達も含む）に関すること。 14 大雨時の水門管理に関すること。 15 公共施設の応急的営繕工事に関すること。 16 災害関係住宅等の建設に関すること。 17 被害住宅等の応急危険度判定業務に関すること。 18 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関すること。 19 自然公園等に係る施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 20 放射線事故における放射線量の測定及び除去に関すること。 21 上下水道施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 22 被災地における仮設トイレ等衛生設備の設置及び管理に関すること。 23 被災地の飲料水の供給に関すること。 24 放射線事故における飲料水の安全対策に関すること。
教育部	教育班	1 公立学校施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 2 被災地の応急教育及び教職員の動員に関すること。 3 り災児童及び生徒に対する学用品の供給に関すること。 4 り災児童及び生徒の保健管理に関すること。 5 災害応急対策のための教育施設等の利用に関すること。 6 災害時における児童及び生徒の待避に関すること。 7 り災並びに避難地域の児童及び生徒の転入手続に関すること。 8 文化財等の被害調査及びその応急復旧に関すること。 9 社会教育施設（体育施設を含む。）の被害調査及びその応急復旧に関すること。 10 所管施設の避難所開設・運営に関すること。

備考：1. 事務分掌等にあるもののほか、事務に余裕のある班は、必要に応じて支所本部長の指示により他班の行う事項についての応援を分掌するものとする。

2. 部内の班同士については、部長の指示により行う。

5 災害救助法が適用された場合の体制

町は、災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助をする。この場合における町の救助体制についても、県の指導により、あらかじめ定めておくものとする。

2 災害危険箇所等

(1) 崩壊土砂流出危険地区

資料提供：南会津農林事務所 森林林業部

No.	位 置	面積(ha)	公 共 施 設 等					道 路
			人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公道 共路 施除 設く	
1	針生字駒戸山	7.56						林
2	針生字駒戸山	6.48		10				国
3	針生字駒戸山	1.35						国
4	針生字駒戸山	1.92						国
5	静川字黒沢原	6.48				2		町
6	静川字小塩沢	11.4				2		町
7	静川字田ノ沢	4.8				1		農
8	金井沢字西沢山	2.88		12				町
9	金井沢字後山	2.4		11				県
10	金井沢字帯沢入	10.2		30				町
11	福米沢字鹿薬山	3.51		10			1	
12	福米沢字背戸山	2.7			6			町
13	塩江字根岸	2.7			8			町
14	高野字長井沢	4.62						県
15	高野字三沢山	4.05						県
16	高野字積入山	5.1						県
17	高野字白桑山	2.25				4		県
18	高野字矢萩原	5.04				3		県
19	高野字立谷沢	0.63			6			県
20	丹藤字虻坂	5.1				2		町
21	丹藤字那須沢	6.6					1	農
22	長野字大沢山	8.4						国
23	長野字向山	1.26			7			国
24	長野字向山	0.48				2		国
25	長野字摺ヶ沢	3.24						林
26	長野字出ノ沢	2.28				1		町
27	長野字栗生沢	3.15				3		町
28	長野字酒ノ沢	6.12		10				県
29	田部字井戸入	1.92		13				町
30	田部字大木沢	1.26			5			町
31	田部字軽井沢	2.16				3		町
32	水無字大渡夷	0.96						町
33	水無字大渡夷	8.25				4		県
34	栗生沢字後山	7.8				3	1	町

No.	位 置	面積 (ha)	公 共 施 設 等					道 路
			人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公 道 共 路 施 除 設 く	
35	栗生沢字栗生沢	0.09			8			県
36	栗生沢字中ノ沢	1.65						町
37	栗生沢字黒滝岐	4.32						町
38	栗生沢字男鹿岳	7.92						町
39	栗生沢字釜沢	4.56						町
40	栗生沢字滝沢	7.8					1	町
41	栗生沢字朝日勝	2.4				2		農
42	栗生沢字須釜	2.7						県
43	水無字浅布	1.68						県
44	水無字浅布	0.27						県
45	水無字浅布	0.27				1		県
46	水無字田無沢	4.05		15			1	町
47	水無字株木沢	1.89			6		1	県
48	田島字南下原	6.21			6			国
49	田島字寺沢	3.24		10				町
50	田島字小田沢	3.96		10			1	町
51	田島字大田沢	2.16		10			1	町
52	田島字愛宕山	0.36		15			1	町
53	田島字中ノ台	0.72			5			国
54	田島字中ノ台	1.44				4		国
55	中荒井字大日向	2.16		40				国
56	中荒井字上滝	1.35				2		町
57	中荒井字小田沢	1.8						町
58	中荒井字大田沢	3.24						町
59	中荒井字芦沢	4.08						町
60	川島字小金地	1.08						町
61	川島字一枚大沢	7.2						町
62	川島字上ノ山	0.09		30				国
63	川島字川島	0.15			6			国
64	川島字川島	0.45			5			国
65	関本字三窪	0.48		14				町
66	関本字小穴沢	4.05				3		町
67	糸沢字足駄沢	2.88		11			1	国
68	糸沢字深沢	2.16			8		1	国
69	糸沢字宮ノ後	1.26		15			1	国
70	糸沢字羽塩沢	6.24		10			1	国
71	糸沢字大倉岐	5.04			6			国

No.	位 置	面積 (ha)	公 共 施 設 等					道 路
			人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公道 共路 施除 設く	
72	糸沢字栃木沢	3.15						国
73	糸沢字栃木沢	2.4						国
74	糸沢字戸石沢	3.6						国
75	滝原字深沢山	0.6					1	国
76	滝原字寺久保	1.26			9		1	町
77	滝原字熊久保	0.9				2	1	町
78	滝原字恋路沢	4.08			8		1	国
79	滝原字滝ノ沢	4.68						国
80	滝原字滝沢	7.5						町
81	滝原字分木沢山	3.6				3		国
82	滝原字中山	6.9			5			国
83	滝原字高畑	0.63			8		1	町
84	糸沢字程窪	8.64						町
85	糸沢字岩藤山	4.56				3		町
86	糸沢字栃窪	1.92						農
87	糸沢字梨本山	2.4				1		農
88	糸沢字長沢山	5.94			8		1	町
89	糸沢字西沢山	8.4			6			町
90	糸沢字西沢山	7.56			6			町
91	藤生字木落	2.88			6			町
92	藤生字木落	0.96						町
93	藤生字木落	1.92						町
94	藤生字古桧山	3.99						町
95	藤生字小塩	5.25		20				町
96	藤生字小塩	0.72						町
97	永田字沼ノ平	1.2				1		町
98	永田字菖蒲沢	0.54		12				町
99	永田字金山沢	10.23			8			町
100	福米沢字向山	1.98					1	
101	福米沢字寺沢山	2.4				3		国
102	福米沢字寺沢山	2.7						町
103	静川字能沢	2.97		10			1	国
104	針生字向山	3.51				2		林
105	針生字向山	8.37				3		林
106	針生字昼滝山	16.77						町
107	丹藤字上村	1.05			9			町
108	針生字駒戸山	5.1						町

No.	位 置	面積 (ha)	公 共 施 設 等					道 路
			人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公道 共路 施除 設く	
109	藤生字岳越	2.64						林
110	水無字隔沢山	2.16						町
111	糸沢字荻の山	0.96						国
112	栗生沢字男鹿岳	3.6						林
113	栗生沢字釜沢	1.47						林
114	栗生沢字釜沢	4.68						林
115	栗生沢字上ノ沢	1.16						町
116	栗生沢字ママクボ	1.26						町
117	栗生沢字下夕原	1.26						町
118	栗生沢字長落	0.9						町
119	栗生沢字外手透久保	3.6						町
120	川島字小金地	1.47						町
121	川島字曾良窪	0.72						町
122	関本字小屋ノ沢	3.6						農
123	関本字堂ヶ沢	1.47						農
124	関本字入小沢	1.68						町
125	糸沢字荻ノ山	0.5						国
126	糸沢字荻ノ山	0.63						国
127	滝ノ原字伊勢沢	1.68				1		町
128	滝ノ原字伊勢沢	2.7						町
129	静川字小檜山乙	0.9				2		国
130	静川字小檜山	1.47						国
131	静川字向山	7.2						林
132	針生字駒戸山	3.96				2		町
133	長野字向山	0.4						国
134	宮里字平沢	1.89						国
135	宮里字松本沢	0.18				1		国
136	塩ノ原字臼窪沢	4.05				2		農
137	塩ノ原字長泥	4.2		20				町
138	塩ノ原字宮沢入	4.95		20				国
139	塩ノ原字中狩野	1.26						国
140	中ノ井字大久保山	2.97			5			国
141	中ノ井字真名板倉山	4.05			8			国
142	熨斗戸字矢竹	7.2				2		国
143	熨斗戸字塩沢	6.75			5			国
144	森戸字大久保山	2.4		42				国
145	八総字手取	4.56						国

No.	位 置	面積 (ha)	公 共 施 設 等					道 路
			人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公道 共路 施除 設く	
146	八総字熊倉	1.44						国
147	八総字手取	4.8						町
148	八総字立山	1.08						国
149	八総字立山	2.4			8			国
150	八総字木戸沢	0.63						国
151	八総字木戸沢	2.4						国
152	八総字木戸沢	0.72						国
153	八総字数間沢	1.2						国
154	八総字数間沢	0.24						国
155	八総字数間沢	0.48						国
156	八総字数間沢	4.08						国
157	八総字数間沢	0.72						国
158	八総字道本沢	2.4						国
159	八総字番屋	1.68						国
160	八総字番屋	1.26						町
161	八総字番屋	1.2						国
162	八総字大上沢	2.4						町
163	八総字大上沢	3.51		13				国
164	八総字白倉山	2.43		13				国
165	八総字建野	0.84			7			町
166	熨斗戸字伊与戸入	8.1		20				町
167	熨斗戸字下伊与戸林	1.08				1		町
168	湯ノ花字鱒沢	1.92						町
169	湯ノ花字鱒沢	6.9						町
170	湯ノ花字鱒沢	5.04						町
171	湯ノ花字鱒沢	5.4						町
172	湯ノ花字鱒沢	3.6						町
173	湯ノ花字鱒沢	3.24						町
174	湯ノ花字鱒沢	2.64						町
175	湯ノ花字鱒沢	1.92						町
176	湯ノ花字鱒沢	5.67						町
177	湯ノ花字黒沢	5.52						町
178	湯ノ花字黒沢	2.97						町
179	湯ノ花字黒沢	0.45						町
180	湯ノ花字背戸山	1.68		10				町
181	湯ノ花字後山	0.45			8			県
182	湯ノ花字洋沢山	0.9			7			県

No.	位 置	面積 (ha)	公 共 施 設 等					道 路
			人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公 道 共 路 施 除 設 く	
183	湯ノ花字四梨沢	2.64			5			県
184	湯ノ花字餅沢山	2.88				2		県
185	湯ノ花字立野	2.64		30				県
186	湯ノ花字滝沢山	4.05				2		県
187	湯ノ花字渡沢山	8.64						町
188	湯ノ花字田代山	3.24						町
189	湯ノ花字田代山	2.94						町
190	湯ノ花字田代山	1.8						町
191	湯ノ花字田代山	2.7						町
192	湯ノ花字田代山	0.96						県
193	湯ノ花字田代山	0.48						県
194	湯ノ花字田代山	9.36						町
195	湯ノ花字諸沢	0.27				1		町
196	湯ノ花字諸沢	3.12		40				町
197	湯ノ花字木殿沢	0.9				4		町
198	湯ノ花字真葛ヶ原	1.2						町
199	湯ノ花字鍛冶沢山	4.86						町
200	湯ノ花字唐沢	3.36						町
201	湯ノ花字立山	1.5		25				町
202	湯ノ花字後沢山	2.64			5			町
203	湯ノ花字大峰山	0.45						町
204	中ノ井字前沢入山	1.2		20				町
205	塩ノ原字古布金沢	1.2				2		国
206	塩ノ原字滝ノ沢	0.36				3		国
207	塩ノ原字背戸沢	1.32		12				国
208	宮里字高森	0.18			7			町
209	宮里字唐沢山	0.27						町
210	宮里字上八平山	0.72						町
211	宮里字唐沢山	1.44			6			町
212	宮里字柄窪	1.92						町
213	宮里字川衣沢	1.44						町
214	宮里字糸沢山	1.92						町
215	宮里字立野山	1.08		15				町
216	宮里字立野山	0.18			6			町
217	宮里字大沢山	1.65						町
218	八聡字手取	8.1						町
219	中ノ井字前沢入山	5.85				4	2	林

No.	位 置	面積(ha)	公 共 施 設 等					道 路
			人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公道 共路 施除 設く	
220	宮里字幽沢	0.6				1		町
221	塩ノ原字神金山	1.09						農
222	湯ノ花字水石	1.26						農
223	湯ノ花字水石	1.47				1	1	県
224	森戸字保城山	4.32						林
225	森戸字保城山	5.76						林
226	湯ノ花字真赤沢山	1.16						農
227	湯ノ花字真赤沢山	0.76						林
228	湯ノ花字真赤沢山	1.58						農
229	湯ノ花字寺沢山	1.68						農
230	湯ノ花字寺沢山	4.32						農
231	湯ノ花字緒沢辛	6.84						県
232	塩ノ原字徳口	1.09						農
233	塩ノ原字徳口	4.68						農
234	塩ノ原字糸沢	1.58						農
235	宮里字足見	0.58						町
236	宮里字足見	0.85						町
237	宮里字栃窪	4.32						町
238	八総字高平	0.47	50					国
239	宮里字関口沢山	0.09				1		県
240	小立岩字瀬戸山	0.96			6		1	町
241	内川字向ノ原	0.24				1		県
242	内川字上ノ山	3.24				3		国
243	内川字糸沢	1.62		27				県
244	浜野字滝沢	1.26						県
245	浜野字滝沢	1.08						県
246	浜野字滝沢	2.31						県
247	浜野字井戸沢	4.32						県
248	宮沢字千度入	3.51				3		県
249	小塩字小塩	0.24		10				県
250	小塩字円角山	1.35		12				県
251	小塩字滝倉	0.24			7			県
252	小塩字入滝倉	4.8						町
253	青柳字入山	7.5						町
254	古町字前山	0.6			9			県
255	青柳字金山	2.88						県
256	古町字前山	0.36		12				県

No.	位 置	面積 (ha)	公 共 施 設 等					道 路
			人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公道 共路 施除 設く	
257	古町字前山	0.45		13				県
258	青柳字根際	0.45			8			県
259	古町字寺沢	1.44		15				町
260	多々石字鎧ヶ沢	0.27				1		町
261	古町字小白沢	5.04					1	林
262	白沢字沼ノ平	4.56			7			県
263	白沢字沼ノ平	2.88				3		県
264	白沢字阿多根	5.04			8			
265	耻風字関沢山	1.8			8			町
266	耻風字鬼丸山	0.36			5			県
267	耻風字鬼丸山	1.2		14				国
268	大桃字後山	0.96				2		国
269	大桃字後山	1.62						町
270	多々石字多々石入	6.3						町
271	宮沢字宮沢入	10.5			7			県
272	宮沢字大久保	0.45		10				県
273	小立岩字瀬戸沢	0.6						国
274	大桃字後山	1.05						国
275	多々石字内山	0.1						町
276	多々石字内山	0.3						町
277	多々石字内山	1.2						林
278	多々石字多々石入	1.47						町
279	多々石字多々石入	4.32						町
280	多々石字多々石入	0.72						町
281	耻風字宮ノ沢山	0.72						農
282	浜野字蛇坂山	1.37						農
283	大桃字後山	1.18				1	1	農
284	大桃字後山	0.54						町
285	大桃字平沢山	4.32						林
286	大桃字家向山	3						農
287	大桃字平沢山	0.42					2	
288	大桃字平沢山	0.48					2	
289	大桃字平沢山	0.84						林
290	宮沢字七久保	0.5	52				1	県
291	宮沢字七久保	0.27	52				1	県
292	大桃字平滑沢	0.28				1		国
293	下山字京路	0.45						国

No.	位 置	面積(ha)	公 共 施 設 等					道 路
			人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公道 共路 施除 設く	
294	下山字宮の沢	0.36				1		町
295	富山字張間岩	6		13				
296	片貝	0.72				2		林
297	片貝字ウウタ	6.21		22				林
298	界字大谷地	2.64			8			県
299	界字上の山	2.31		32				県
300	界	0.27				1		
301	宮床字早坂山	2.31				2		国
302	宮床字唐沢山	0.18		15				
303	山口字北原山	1.2			5			国
304	山口字倉田	5.04		13				国
305	山口字濁沢	3.84		11				国
306	山口字村下	5.76		13				国
307	山口字大平山	0.3			6			国
308	山口字栃久保山	0.18				3		国
309	東字須釜山	1.08				1		国
310	東字前の沢山	3.78		25				国
311	東字間岸山	1.08						国
312	東	0.3						国
313	東	0.72						国
314	東字野沢	0.45						国
315	東字柄倉山	2.64				2		国
316	東字柄倉山	0.72		13				国
317	東字沼沢	0.75						国
318	山口字小栗山	0.48						国
319	水根沢字平村山	1.2						国
320	木伏字椿平	4.59		32				県
321	木伏字稗沢	3.6		14				県
322	大橋字滑沢山	5.13			6			県
323	大橋字大久保	0.6						県
324	大橋字大久保	0.36						県
325	鵜巣字瀬戸沢	6.75		27				県
326	鵜巣字大沢	4.62						県
327	鵜巣字久保沢	1.8						国
328	和泉田字上の山	1.65		10				県
329	和泉田字畑ノ沢	2.16						林
330	和泉田字界の沢	0.36						県

No.	位 置	面積(ha)	公 共 施 設 等					道 路
			人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公道 共路 施除 設く	
331	和泉田字界の沢	1.44			6			県
332	和泉田字畑の沢	1.8			6			県
333	和泉田字畑の沢	2.16			6			県
334	和泉田字和泉田沢	0.6				1		県
335	和泉田字和泉田	2.64				3		県
336	和泉田字不動沢	2.64		15				県
337	和泉田字不動沢	2.7		15				県
338	和泉田字界ノ沢	8.28						林
339	和泉田字森居沢	1.44						県
340	大橋字大平	0.72						県
341	鵠巣字猿子沢	0.18					2	県
342	山口字北原山	3.96						国
343	東字須釜山	2.7						国
344	東字間岸山	4.68						町
345	東字間岸山	3.96						国
346	鵠巣字猿子沢	0.63						町
347	鵠巣字瀬戸沢	3						県
348	鵠巣字大沢	0.77						町
349	和泉田字森居坂	0.59						林
350	和泉田字森居坂	2.7						林
351	和泉田字森居坂	9.36						林
352	八総字木戸沢	0.3		28				国
353	糸沢字足駄沢	0.78		22			1	国
354	八総字番屋	0.5						国
355	八総字番屋	0.49						国
356	八総字番屋	0.26						国
357	八総字番屋	0.13						国
358	八総字番屋	0.16						国
359	八総字高平	0.12				1		国
360	糸沢字獅子落山	0.14			5			国
361	糸沢字獅子落山	0.13			5			国
362	糸沢字獅子落山	0.15			5			国
363	糸沢字深沢山	0.22		23				国

O

O

(2)土砂災害警戒区域等一覧表

資料提供：南会津建設事務所 令和6年11月末時点

	住所	区域名	自然現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
1	南会津郡南会津町青柳字西ノ前	宮の沢	土石流	警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
2	南会津郡南会津町東	ドン沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第263号	平成29年3月28日
3	南会津郡南会津町東	猿倉沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第263号	平成29年3月28日
4	南会津郡南会津町東	広窪沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第263号	平成29年3月28日
5	南会津郡南会津町東	石倉沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第263号	平成29年3月28日
6	南会津郡南会津町穴原	ハチロウ沢	土石流	警戒区域	福島県告示第117号	平成22年2月26日
7	南会津郡南会津町穴原	へいたれくぼ	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第117号	平成22年2月26日
8	南会津郡南会津町井桁	デグチ沢	土石流	警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日
9	南会津郡南会津町井桁	井桁	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
10	南会津郡南会津町和泉田久保田	天王沢川	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第590号	平成20年8月29日
11	南会津郡南会津町和泉田字乙沢	不動沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第301号	平成30年3月30日
12	南会津郡南会津町和泉田字下長泥	下長泥沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日
13	南会津郡南会津町和泉田字久保田	久保田沢	土石流	警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日
14	南会津郡南会津町和泉田字上平	信濃沢	土石流	警戒区域	福島県告示第301号	平成30年3月30日
15	南会津郡南会津町和泉田字上平	和泉田沢-1	土石流	警戒区域	福島県告示第301号	平成30年3月30日
16	南会津郡南会津町和泉田字不動沢	信濃沢	地すべり	警戒区域	福島県告示第676号	平成30年8月31日
17	南会津郡南会津町和泉田字福田	ドン沢	土石流	警戒区域	福島県告示第301号	平成30年3月30日
18	南会津郡南会津町糸沢	ウラノ沢	土石流	警戒区域	福島県告示第312号	令和3年3月16日
19	南会津郡南会津町糸沢	羽塩沢	土石流	警戒区域	福島県告示第696号	令和3年10月19日
20	南会津郡南会津町糸沢	岩淵沢	土石流	警戒区域	福島県告示第312号	令和3年3月16日
21	南会津郡南会津町糸沢	穴沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第123号	令和1年6月28日
22	南会津郡南会津町糸沢	山王沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第312号	令和3年3月16日
23	南会津郡南会津町糸沢	糸沢入	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第123号	令和1年6月28日
24	南会津郡南会津町糸沢	西沢川	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第732号	令和3年11月2日
25	南会津郡南会津町糸沢	萩ノ山	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日
26	南会津郡南会津町糸沢字古内平	古内平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第312号	令和3年3月16日
27	南会津郡南会津町糸沢字塩ノ原	塩ノ原	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第836号	令和3年12月24日
28	南会津郡南会津町岩下	タダクノ沢	土石流	警戒区域	福島県告示第123号	令和1年6月28日
29	南会津郡南会津町岩下	ホソクバ沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第123号	令和1年6月28日
30	南会津郡南会津町岩下	自源寺川	土石流	警戒区域	福島県告示第123号	令和1年6月28日
31	南会津郡南会津町内川字居平	糸沢	土石流	警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
32	南会津郡南会津町内川字居平	内川居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
33	南会津郡南会津町内川字上ノ原	落合沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第696号	令和3年10月19日
34	南会津郡南会津町大新田松原上	松原上沢	土石流	警戒区域	福島県告示第206号	平成19年3月16日
35	南会津郡南会津町大橋字小百刈	滑沢	土石流	警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日
36	南会津郡南会津町大橋字小百刈	小百刈	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日
37	南会津郡南会津町大橋字小百刈	小百刈沢2号	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日
38	南会津郡南会津町大橋字二百刈	滝沢	土石流	警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日

39	南会津郡南会津町大原字居平	糸沢	土石流	警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
40	南会津郡南会津町大桃字居平	居平沢2号	土石流	警戒区域	福島県告示第746号	平成30年9月28日
41	南会津郡南会津町大桃字居平	大桃居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
42	南会津郡南会津町大桃字駒ヶ岳山	駒ヶ岳山沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第44号	令和2年1月24日
43	南会津郡南会津町大桃字上ノ原	トチブ沢	土石流	警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日
44	南会津郡南会津町大桃字上ノ原	大桃	地すべり	警戒区域	福島県告示第312号	令和3年3月16日
45	南会津郡南会津町小野島字上の山	宮の沢	土石流	警戒区域	福島県告示第746号	平成30年9月28日
46	南会津郡南会津町小野島字石原	石原	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
47	南会津郡南会津町貝原	後沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
48	南会津郡南会津町金井沢字常沢	常沢-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第47号	令和4年1月21日
49	南会津郡南会津町金井沢字中村	中村	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第312号	令和3年3月16日
50	南会津郡南会津町金井沢石田	石田	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第35号	平成23年1月25日
51	南会津郡南会津町金井沢沢田	沢田	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第35号	平成23年1月25日
52	南会津郡南会津町金井沢中村	シナン沢-1	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第595号	平成23年12月16日
53	南会津郡南会津町川島	カニ沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第263号	平成29年3月28日
54	南会津郡南会津町川島	ガン沢	土石流	警戒区域	福島県告示第263号	平成29年3月28日
55	南会津郡南会津町川島	上山沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第263号	平成29年3月28日
56	南会津郡南会津町川島	川島沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第263号	平成29年3月28日
57	南会津郡南会津町木伏字居平	小木伏沢	土石流	警戒区域	福島県告示第225号	令和4年3月29日
58	南会津郡南会津町木伏字居平	木伏居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日
59	南会津郡南会津町木伏字清水畑	清水畑A	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
60	南会津郡南会津町木伏字清水畑	清水畑B	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
61	南会津郡南会津町木伏字清水畑	清水畑C	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
62	南会津郡南会津町栗生沢長畑ヶ	田ノ入沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
63	南会津郡南会津町栗生沢東上ノ原	トマ山沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
64	南会津郡南会津町栗生沢並桑	宮ノ沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
65	南会津郡南会津町高野字台	台沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
66	南会津郡南会津町高野岩下通	岩下通	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第35号	平成23年1月25日
67	南会津郡南会津町高野岩下通	寺入沢	土石流	警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
68	南会津郡南会津町高野字下高野	下高野	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第312号	令和3年3月16日
69	南会津郡南会津町高野字廻館	廻館	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第312号	令和3年3月16日
70	南会津郡南会津町高野字西中村	西中村	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第312号	令和3年3月16日
71	南会津郡南会津町高野字浅布	浅布	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
72	南会津郡南会津町高野字立屋沢	立屋沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第312号	令和3年3月16日
73	南会津郡南会津町高野浅布	三沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
74	南会津郡南会津町高野東中村	霧窪沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
75	南会津郡南会津町高野立屋沢	タチヤ沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
76	南会津郡南会津町小塩字沢口	小塩沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
77	南会津郡南会津町小高林	小高林	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
78	南会津郡南会津町小高林	上ノ山沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第44号	令和2年1月24日
79	南会津郡南会津町小立岩	唐沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第696号	令和3年10月19日

80	南会津郡南会津町小立岩字居平	小立岩居平（B）	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第312号	令和3年3月16日
81	南会津郡南会津町小立岩字居平	小立岩居平1号	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第696号	令和3年10月19日
82	南会津郡南会津町界字糸沢	界	地すべり	警戒区域	福島県告示第676号	平成30年8月31日
83	南会津郡南会津町界字糸沢	界糸沢	土石流	警戒区域	福島県告示第696号	令和3年10月19日
84	南会津郡南会津町界字上の山	上の山	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第301号	平成30年3月30日
85	南会津郡南会津町塩江胡桃下甲	ドウ沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第595号	平成23年12月16日
86	南会津郡南会津町塩江根岸乙	糸沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第595号	平成23年12月16日
87	南会津郡南会津町塩江山神前甲	韭沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第595号	平成23年12月16日
88	南会津郡南会津町塩江字宮ノ下	宮ノ下	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第312号	令和3年3月16日
89	南会津郡南会津町塩ノ原	宮沢入沢	土石流	警戒区域	福島県告示第746号	平成30年9月28日
90	南会津郡南会津町塩ノ原	昆布沢	土石流	警戒区域	福島県告示第746号	平成30年9月28日
91	南会津郡南会津町静川西ノ沢口乙	東ノ沢西ノ沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第595号	平成23年12月16日
92	南会津郡南会津町静川大岩原甲	大岩沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第595号	平成23年12月16日
93	南会津郡南会津町静川中沢田乙	杉ノ下沢	土石流	警戒区域	福島県告示第595号	平成23年12月16日
94	南会津郡南会津町下山	下山	地すべり	警戒区域	福島県告示第326号	平成23年6月28日
95	南会津郡南会津町下山字阿高	上下山	地すべり	警戒区域	福島県告示第676号	平成30年8月31日
96	南会津郡南会津町下山字下山	下山	地すべり	警戒区域	福島県告示第312号	令和3年3月16日
97	南会津郡南会津町精舎	守沢	土石流	警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
98	南会津郡南会津町白沢字下ノ原	下ノ原沢	土石流	警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日
99	南会津郡南会津町白沢字下ノ原	下ノ原沢2号	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第746号	平成30年9月28日
100	南会津郡南会津町白沢字下ノ原	白沢	地すべり	警戒区域	福島県告示第312号	令和3年3月16日
101	南会津郡南会津町白沢字居平	アンノ沢	土石流	警戒区域	福島県告示第746号	平成30年9月28日
102	南会津郡南会津町白沢字居平	上ノ原	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第44号	令和2年1月24日
103	南会津郡南会津町白沢字居平	白沢居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
104	南会津郡南会津町白沢字居平	白沢沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第746号	平成30年9月28日
105	南会津郡南会津町白沢字上ノ原	居平沢4号	土石流	警戒区域	福島県告示第746号	平成30年9月28日
106	南会津郡南会津町水石	上水石沢	土石流	警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
107	南会津郡南会津町助木生	助木生	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
108	南会津郡南会津町関本字下休場	下休場沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
109	南会津郡南会津町関本字上休場	三窪沢	土石流	警戒区域	福島県告示第312号	令和3年3月16日
110	南会津郡南会津町関本字上休場	上休場	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
111	南会津郡南会津町滝原	稻荷山沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第677号	令和3年10月5日
112	南会津郡南会津町滝原	寺久保沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第123号	令和1年6月28日
113	南会津郡南会津町滝原	柴倉沢	土石流	警戒区域	福島県告示第123号	令和1年6月28日
114	南会津郡南会津町滝原	出戸伊勢沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第123号	令和1年6月28日
115	南会津郡南会津町滝原向山	向山	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第35号	平成23年1月25日
116	南会津郡南会津町田島愛宕山甲	愛宕山	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第553号	平成23年11月18日
117	南会津郡南会津町田島会下甲	後原沢右沢	土石流	警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
118	南会津郡南会津町田島会下甲	後原沢左沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
119	南会津郡南会津町田島観音寺	天道沢-1	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
120	南会津郡南会津町田島観音寺	天道沢-3	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日

121	南会津郡南会津町田島観音寺甲	きへいじり沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
122	南会津郡南会津町田島後原甲	後原	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第35号	平成23年1月25日
123	南会津郡南会津町田島字鎌倉崎乙	鎌倉山	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第47号	令和4年1月21日
124	南会津郡南会津町田島字丸山甲	丸山	急傾斜地の崩壊	警戒区域	福島県告示第47号	令和4年1月21日
125	南会津郡南会津町田島字新町	峠	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
126	南会津郡南会津町田島寺前甲	むぐる沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
127	南会津郡南会津町田島新町	ナガノダイノ	土石流	警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
128	南会津郡南会津町田島新町乙	フタ沢	土石流	警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
129	南会津郡南会津町田島田沢甲	田沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第35号	平成23年1月25日
130	南会津郡南会津町多々石字居平	継ヶ沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第746号	平成30年9月28日
131	南会津郡南会津町多々石字居平	多々石居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
132	南会津郡南会津町多々石字居平	多々石居平 1号	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
133	南会津郡南会津町たのせ	滝ノ沢	土石流	警戒区域	福島県告示第416号	令和2年6月26日
134	南会津郡南会津町たのせ	田ノ瀬-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
135	南会津郡南会津町田部字軽井沢	株木沢 2号	土石流	警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
136	南会津郡南会津町田部字上山根	狐穴	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
137	南会津郡南会津町田部字上山根	井戸入沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第206号	平成19年3月16日
138	南会津郡南会津町田部八幡前	根岸沢	土石流	警戒区域	福島県告示第206号	平成19年3月16日
139	南会津郡南会津町丹藤上村	ホオノキ沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第206号	平成19年3月16日
140	南会津郡南会津町丹藤上村	宮ノ沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第206号	平成19年3月16日
141	南会津郡南会津町丹藤上村	上村 1号-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第529号	平成21年8月25日
142	南会津郡南会津町丹藤上村	上村 2号	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第529号	平成21年8月25日
143	南会津郡南会津町角生	四梨沢	土石流	警戒区域	福島県告示第47号	令和4年1月21日
144	南会津郡南会津町角生	深沢	土石流	警戒区域	福島県告示第44号	令和2年1月24日
145	南会津郡南会津町角生	石合沢	土石流	警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
146	南会津郡南会津町角生	沢桃沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第47号	令和4年1月21日
147	南会津郡南会津町角生	木引沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第44号	令和2年1月24日
148	南会津郡南会津町藤生	藤生沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第416号	令和2年6月26日
149	南会津郡南会津町藤生	芳沢-1	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第416号	令和2年6月26日
150	南会津郡南会津町藤生字下川原	下小塩	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第696号	令和3年10月19日
151	南会津郡南会津町藤生字上小塩	上小塩	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第312号	令和3年3月16日
152	南会津郡南会津町藤生字蘆石	中荒井沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第696号	令和3年10月19日
153	南会津郡南会津町鶴巢字村中	瀬戸沢	土石流	警戒区域	福島県告示第677号	令和3年10月5日
154	南会津郡南会津町鶴巢字村中	村中	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第301号	平成30年3月30日
155	南会津郡南会津町鶴巢字平林	鶴巢	地すべり	警戒区域	福島県告示第676号	平成30年8月31日
156	南会津郡南会津町戸中	カラ沢	土石流	警戒区域	福島県告示第416号	令和2年6月26日
157	南会津郡南会津町富山字上居平	天形沢	土石流	警戒区域	福島県告示第696号	令和3年10月19日
158	南会津郡南会津町中荒井字祖父塚	三沢川	土石流	警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日
159	南会津郡南会津町中荒井字峰崎	峰崎	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第494号	令和3年6月29日
160	南会津郡南会津町永田字沢口	山沢	土石流	警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日
161	南会津郡南会津町永田字鳥居戸	イボン沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日

162	南会津郡南会津町永田字東永田	東永田沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第696号	令和3年10月19日
163	南会津郡南会津町永田西保	オオクボ沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
164	南会津郡南会津町長野於三段	於三段沢	土石流	警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
165	南会津郡南会津町長野下谷地	下谷地沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
166	南会津郡南会津町長野字向山	長野向山	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第312号	令和3年3月16日
167	南会津郡南会津町長野上谷地	中谷地沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
168	南会津郡南会津町長野中谷地	宇石沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
169	南会津郡南会津町趾風字上三ノ原	鬼丸沢	土石流	警戒区域	福島県告示第746号	平成30年9月28日
170	南会津郡南会津町趾風字上三ノ原	滝沢	土石流	警戒区域	福島県告示第746号	平成30年9月28日
171	南会津郡南会津町浜野字中道下	井戸沢	土石流	警戒区域	福島県告示第746号	平成30年9月28日
172	南会津郡南会津町針生駒戸山	石橋沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第595号	平成23年12月16日
173	南会津郡南会津町針生字小坂	下広窪B	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
174	南会津郡南会津町針生字上広窪	下広窪A	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
175	南会津郡南会津町針生小松沢	小松沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第595号	平成23年12月16日
176	南会津郡南会津町針生上川	上川沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第595号	平成23年12月16日
177	南会津郡南会津町針生昼滝山	戸板右沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第595号	平成23年12月16日
178	南会津郡南会津町福米沢宮ノ前	宮ノ沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第595号	平成23年12月16日
179	南会津郡南会津町福米沢宮ノ前	鹿楽沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第595号	平成23年12月16日
180	南会津郡南会津町福米沢三百町	下福米沢	土石流	警戒区域	福島県告示第595号	平成23年12月16日
181	南会津郡南会津町福米沢上福米沢	宮前沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第595号	平成23年12月16日
182	南会津郡南会津町福渡	穴沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第123号	令和1年6月28日
183	南会津郡南会津町福渡	糸沢	土石流	警戒区域	福島県告示第123号	令和1年6月28日
184	南会津郡南会津町福渡	唐沢	土石流	警戒区域	福島県告示第123号	令和1年6月28日
185	南会津郡南会津町福渡	福渡	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第225号	令和4年3月29日
186	南会津郡南会津町古町居平	寺沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第117号	平成22年2月26日
187	南会津郡南会津町古町字石原	小白沢川	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第746号	平成30年9月28日
188	南会津郡南会津町古町字石原	石原	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第44号	令和2年1月24日
189	南会津郡南会津町古町字東居平	古町東居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
190	南会津郡南会津町前沢	前沢	土石流	警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
191	南会津郡南会津町前沢	前沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
192	南会津郡南会津町前沢	福渡沢2号	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
193	南会津郡南会津町松戸原	松戸原A	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第775号	令和4年12月2日
194	南会津郡南会津町松戸原	松戸原B	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
195	南会津郡南会津町水無角木	角木沢-1	土石流	警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
196	南会津郡南会津町水無字角木	角木	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第836号	令和3年12月24日
197	南会津郡南会津町水無字株木	株木-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日

198	南会津郡南会津町水無上田	株木沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
199	南会津郡南会津町水無石上	釣場-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第35号	平成23年1月25日
200	南会津郡南会津町水無田無沢	田無沢-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第35号	平成23年1月25日
201	南会津郡南会津町水根沢字山王下	水根沢	土石流	警戒区域	福島県告示第746号	平成30年9月28日
202	南会津郡南会津町水引	諸沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
203	南会津郡南会津町水引	水引 A	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
204	南会津郡南会津町水引	水引沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
205	南会津郡南会津町宮里	ナガオロシ沢	土石流	警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
206	南会津郡南会津町宮里	糸沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第460号	平成24年9月28日
207	南会津郡南会津町宮里字宮ノ本	田端	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
208	南会津郡南会津町宮里字新屋敷	新屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
209	南会津郡南会津町宮里字半才家	木賊	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第245号	令和1年8月30日
210	南会津郡南会津町宮沢字下ノ原	七久保沢	土石流	警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日
211	南会津郡南会津町宮沢字五十苅	五十苅	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第44号	令和2年1月24日
212	南会津郡南会津町宮沢字千度原	宮沢	地すべり	警戒区域	福島県告示第312号	令和3年3月16日
213	南会津郡南会津町宮沢字中丸	千度入沢	土石流	警戒区域	福島県告示第746号	平成30年9月28日
214	南会津郡南会津町宮沢字百刈	卯蔵久保	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第746号	平成30年9月28日
215	南会津郡南会津町宮床字下宮床	下宮床沢	土石流	警戒区域	福島県告示第696号	令和3年10月19日
216	南会津郡南会津町宮床字内城	カラ沢	土石流	警戒区域	福島県告示第301号	平成30年3月30日
217	南会津郡南会津町山口字上台	井戸入沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日
218	南会津郡南会津町山口字上台	上台	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日
219	南会津郡南会津町山口字村下	村下 A	急傾斜地の崩壊	警戒区域	福島県告示第342号	令和1年10月29日
220	南会津郡南会津町山口字村下	濁沢	土石流	警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日
221	南会津郡南会津町山口字村下	町屋沢	土石流	警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日
222	南会津郡南会津町山口字台	台	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日
223	南会津郡南会津町山口字台	大桧沢	土石流	警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日
224	南会津郡南会津町山口字北原	北原下	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日
225	南会津郡南会津町山口字北原	北原上	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日
226	南会津郡南会津町山口字北原	北原沢	土石流	警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日
227	南会津郡南会津町山口字北原	北原中	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日
228	南会津郡南会津町山口字六十苅	六十苅沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第290号	令和1年9月27日
229	南会津郡南会津町山口清水川	ミヤノ沢	土石流	警戒区域	福島県告示第206号	平成19年3月16日
230	南会津郡南会津町湯ノ花	もち沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第225号	令和4年3月29日
231	南会津郡南会津町湯ノ花	滝沢	土石流	警戒区域	福島県告示第696号	令和3年10月19日
232	南会津郡南会津町湯ノ花	鍛冶沢	土石流	警戒区域	福島県告示第696号	令和3年10月19日
233	南会津郡南会津町湯ノ花	唐沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第696号	令和3年10月19日
234	南会津郡南会津町湯ノ花	湯ノ花	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第312号	令和3年3月16日
235	南会津郡南会津町湯ノ花	湯本-1	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域	福島県告示第225号	令和4年3月29日
236	南会津郡南会津町吉高	後沢	土石流	警戒区域	福島県告示第44号	令和2年1月24日

(3) 地すべり危険箇所

資料提供：南会津農林事務所 森林林業部

位 置	危 険 地 区 の 危 険 度	面積(ha)	公共施設等						被 災 危 険 度
			人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公道 共路 施設 設く	道 路	
針生字向山	A	140.12				2	1	林	a 2
針生字向山	C	76.36						国	c 2
永田字沼ノ平	C	98.26						町	c2
八総字手取	C	41.80						町	c 2
青柳字入山	C	24.00						町	c 2
宮床字早坂山	C	62.27						林	c 2
下山字下山	C	60.00						国	c2

資料提供：南会津農林事務所 農村整備部

地区名	地区番号	所在地	被害の対象							危険度 判定
			農用地面積 (ha)			農業用施設			住宅 戸数	
			水田	普通 畑	樹園 地	種類	規模	受益面積		
大桃	07-0054	大桃字上の原	20.0	1.0	0.0	農道	650m	26.0ha	25	B
白沢	07-0055	白沢字下ノ原	8.0	2.0	0.2	用排水路	60m	10.2ha	0	B
宮沢	07-0056	宮沢字千度原	15.3	0.6	0.0	用水路	600m	10.0ha	3	C

資料提供：南会津建設事務所 土木部

位 置	危 険 地 区 の 危 険 度	面積 (ha)	公共施設等						被 災 危 険 度
			人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公道 共路 施除 設く	道 路	
鶴巣字平林	A	33.6	15	48			2	県	
界字糸沢	A	11.5	27	41				国	
下山	B	69.2					2	林	
下山	B	101.5						林	
和泉田字上平	A	11.3						林	

(4) 山腹崩壊危険地区

資料提供：南会津農林事務所 森林林業部

No.	位置	面積(ha)	公共施設等					道路
		調査地区	人家 50戸以上	人家 49戸～10 戸	人家 9戸～5戸	人家 4戸以下	公共施 設、道路 除く	
1	長野字向山	3						国
2	栗生沢字外手透久保	2						農
3	新井字新町	1					1	国
4	糸沢字足駄沢	5		20			1	国
5	糸沢字古内	1				4		町
6	藤生字後林	2		23				町
7	田部字上ノ山	5		25				町
8	田部字井戸入	4		19				町
9	金井沢字向山	3				3		国
10	栗生沢字長落	18						県
11	糸沢字萩ノ山	9			5		1	国
12	糸沢字萩ノ山	14						国
13	湯ノ花字田代山	11						林
14	湯ノ花字真葛ヶ原	10						林
15	湯ノ花字真葛ヶ原	10						林
16	字一の谷	5						町
17	塩ノ原字漆方原	1				1		町
18	塩ノ原字漆方原	14						町
19	宮里字平足窪	17				3		国
20	福渡字真名板倉山	6						国
21	慰斗戸字桑原窪	9				1		国
22	八総字数間沢	7						国
23	字黒沢	2						町
24	字鱒沢	2						町
25	湯ノ花字小蛇沢	12				1		国
26	湯ノ花字背戸山	16			7			町
27	湯ノ花字背戸山	10			5			町
28	湯ノ花字後山	13			6			県
29	湯ノ花字水石	12		17			3	国
30	湯ノ花字水石	10				1		国
31	湯ノ花字水石	15						国
32	湯ノ花字真赤山沢	8						町
33	湯ノ花字寺沢山1	20						町
34	宮里字足見	36		21				町
35	耻風字鬼丸山	1						国
36	小立岩字瀬戸山	1						県
37	浜野字滝沢	8						県
38	青柳字入山	2						林
39	多々石字鑑ヶ沢	1			6			町
40	白沢字阿多根	4						県
41	浜野字大久保	45						国
42	小立岩字安越又	9						林
43	小立岩字安越又	12		10				林
44	小立岩字瀬戸山	1				1	1	国
45	山口字城口山	3		25				国
46	山口字城口山	15	150				3	国
47	和泉田字不動沢	10						町
48	大橋字百刈	27						県
49	鍋巢字猿子沢	14						県
50	和泉田字上藤平	1			7		1	県
51	針生字沖	2			5			
52	森戸字立岩山	6				3		国
53	古町字高久保	28		10				国
54	針生字駒戸山	7			5			町
55	内川字見受山	21			5			町
56	八総字番屋	1						国
57	八総字建野	4		23			1	町
58	藤生字下川原	3				3		町

(5) 急傾斜地崩壊危険箇所

資料提供：南会津建設事務所 土木部

箇所番号	箇所名	所在地	人家戸数
750	株木	水無字株木	17
751	丸山	田島字丸山甲	5
752	田沢	田島字田沢	8
753	鎌倉山	田島字鎌倉崎乙	10
754	向山	滝原字向山	0
755	下小塩	藤生字下小塩	5
756	愛宕山	田島字愛宕山甲	2
757	田無沢	水無字田無沢	10
758	後原	田島字後原	30
759	上村1号	丹藤字上村	7
760	上村2号	丹藤字上村	11
761	石田	金井沢字石田	2
762	岩下通	高野字岩下通	5
763	浅布	高野字浅布	5
764	帯沢	金井沢字帯沢	7
765	沢田	金井沢字沢田	5
785	湯本	湯ノ花字湯本	1
786	松戸原1号	松戸原	15
787	福渡	福渡	10
788	田ノ瀬	田ノ瀬	4
789	前沢	前沢	6
799	石原	古町字石原	0
800	大桃居平	大桃字居平	4
801	小立岩居平1号	小立岩字居平	2
802	多々石居平1号	多々石字居平	5
803	石原	和泉田字石原	12
804	村中	鶴巣字村中	10
805	台	山口字台	7
806	清水畑	木伏字清水畑	6
63	上の山	界字上の山	2
1539	立屋沢	高野字立屋沢	3
1540	宇治山	糸沢字宇治山	3
1541	萩ノ山	糸沢字萩ノ山	3
1542	上休場	関本字上休場	3
1543	上小塩	藤生字上小塩	2

箇所番号	箇所名	所在地	人家戸数
1544	峰崎	中荒井字峰崎	2
1545	新町	田島字新町	3
1546	廻館	高野字廻館	3
1547	西中村	高野字西中村	4
1548	宮ノ下	塩江字宮ノ下	2
1549	古内平	糸沢字古内平	2
1550	中村	金井沢字中村	2
1551	上沢田	静川字上沢田	3
1552	下広窪(A)	針生字下広窪	2
1553	下広窪(B)	針生字下広窪	1
1554	横町	田島字横町	4
1555	的場	水無字の場	2
1556	角木	水無字角木	4
1557	下高野	高野字下高野	2
1558	狐穴	田部字狐穴	3
1559	長野字向山	長野字向山	4
1576	新屋敷	宮里字新屋敷	1
1577	小高林	小高林	1
1578	助木生	助木生	1
1579	松戸原(B)	松戸原	3
1580	井桁	井桁	1
1581	湯ノ花	湯ノ花	2
1582	水引(A)	水引	1
1583	水引(B)	水引	2
1584	木賊	宮里字木賊	2
1585	田端	宮里字田端	1
1586	古町東居平	古町字東居平	1
1587	多々石居平	多々石字居平	4
1588	白沢居平	白沢字居平	4
1589	上ノ原	白沢字居平	1
1590	内川居平	内川字居平	4
1591	小立岩居平	小立岩字居平	1
1592	五十蒔	宮沢字五十蒔	1
1593	北原	山口字北原	2
1594	台ノ下	山口字台ノ下	1
1595	板橋	山口字板橋	1
1596	上台	山口字上台	3

箇所番号	箇所名	所在地	人家戸数
1597	村下(A)	山口字村下	3
1598	小百刈	大橋字小百刈	2
1599	居平	木伏字居平	1
1600	清水畑(A)	木伏字清水畑	2
1601	清水畑(C)	木伏字清水畑	3

(6) 土砂災害警戒等区域

資料提供：南会津建設事務所 土木部

No.	区域名	住 所	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類
1	宮の沢	青柳字西ノ前	土石流	警戒区域
2	ドン沢	東	土石流	警戒区域／特別警戒区域
3	猿倉沢	東	土石流	警戒区域／特別警戒区域
4	広窪沢	東	土石流	警戒区域／特別警戒区域
5	石倉沢	東	土石流	警戒区域／特別警戒区域
6	ハチロウ沢	穴原	土石流	警戒区域
7	へいたれくぼ	穴原	土石流	警戒区域／特別警戒区域
8	デグチ沢	井桁	土石流	警戒区域
9	井桁	井桁	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
10	天王沢川	和泉田字久保田	土石流	警戒区域／特別警戒区域
11	不動沢	和泉田字乙沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域
12	下長泥沢	和泉田字下長泥	土石流	警戒区域／特別警戒区域
13	久保田沢	和泉田字久保田	土石流	警戒区域
14	信濃沢	和泉田字上平	土石流	警戒区域
15	和泉田沢-1	和泉田字上平	土石流	警戒区域
16	和泉田沢-2	和泉田字上平	土石流	警戒区域
17	信濃沢	和泉田字不動沢	地すべり	警戒区域
18	ドン沢	和泉田字福田	土石流	警戒区域
19	ウラノ沢	糸沢	土石流	警戒区域
20	羽塩沢	糸沢	土石流	警戒区域
21	岩淵沢	糸沢	土石流	警戒区域
22	穴沢	糸沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域
23	山王沢	糸沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域
24	糸沢入	糸沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域
25	西沢川	糸沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域

No.	区域名	住 所	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定区域の種類
26	萩ノ山	糸沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
27	古内平	糸沢字古内平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
28	壇ノ原	糸沢字壇ノ原	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
29	タダクノ沢	岩下	土石流	警戒区域
30	ホソクボ沢	岩下	土石流	警戒区域／特別警戒区域
31	自源寺川	岩下	土石流	警戒区域
32	糸沢	内川字居平	土石流	警戒区域
33	内川居平	内川字居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
34	落合沢	内川字上ノ原	土石流	警戒区域／特別警戒区域
35	松原上沢	大新田字松原上	土石流	警戒区域
36	滑沢	大橋字小百刈	土石流	警戒区域
37	小百刈	大橋字小百刈	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
38	小百刈沢 2 号	大橋字小百刈	土石流	警戒区域／特別警戒区域
39	滝沢	大橋字二百刈	土石流	警戒区域
40	糸沢	大原字居平	土石流	警戒区域
41	居平沢 2 号	大桃字居平	土石流	警戒区域
42	大桃居平	大桃字居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
43	駒ヶ岳山沢	大桃字駒ヶ岳山	土石流	警戒区域／特別警戒区域
44	トチブ沢	大桃字上ノ原	土石流	警戒区域
45	大桃	大桃字上ノ原	地すべり	警戒区域
46	宮の沢	小野島字上の山	土石流	警戒区域
47	石原	小野島字石原	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
48	後沢	貝原	土石流	警戒区域／特別警戒区域
49	帯沢-1	金井沢字帯沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
50	帯沢-2	金井沢字帯沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
51	帯沢-3	金井沢字帯沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
52	中村	金井沢字中村	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
53	石田	金井沢字石田	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
54	沢田	金井沢字沢田	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
55	シナン沢 - 1	金井沢字中村	土石流	警戒区域／特別警戒区域
56	シナン沢 - 2	金井沢字中村	土石流	警戒区域／特別警戒区域
57	カニ沢	川島	土石流	警戒区域／特別警戒区域
58	ガン沢	川島	土石流	警戒区域
59	上山沢	川島	土石流	警戒区域／特別警戒区域
60	川島沢	川島	土石流	警戒区域／特別警戒区域
61	木伏居平	木伏字居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域

62	清水畑A	木伏字清水畑	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
63	清水畑B	木伏字清水畑	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
64	清水畑C	木伏字清水畑	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
65	田ノ入沢	栗生沢字長畑ケ	土石流	警戒区域／特別警戒区域
66	トマ山沢	栗生沢字東上ノ原	土石流	警戒区域／特別警戒区域
67	宮ノ沢	栗生沢字並桑	土石流	警戒区域／特別警戒区域
68	台沢	高野字宇台	土石流	警戒区域／特別警戒区域
69	岩下通	高野字岩下通	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
70	寺入沢	高野字岩下通	土石流	警戒区域
71	下高野	高野字下高野	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
72	廻館	高野字廻館	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
73	西中村	高野字西中村	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
74	浅布	高野字浅布	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
75	立屋沢	高野字立屋沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
76	三沢	高野字浅布	土石流	警戒区域／特別警戒区域
77	露窪沢	高野字東中村	土石流	警戒区域／特別警戒区域
78	タチャ沢	高野字立屋沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域
79	小塩沢	小塩字沢口	土石流	警戒区域／特別警戒区域
80	小高林	小高林	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
81	上ノ山沢	小高林	土石流	警戒区域／特別警戒区域
82	唐沢	小立岩	土石流	警戒区域／特別警戒区域
83	小立岩居平(B)	小立岩字居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
84	小立岩居平1号	小立岩字居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
85	界	界字糸沢	地すべり	警戒区域
86	界糸沢	界字糸沢	土石流	警戒区域
87	上の山	界字上の山	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
88	ドウ沢	塩江字胡桃下甲	土石流	警戒区域／特別警戒区域
89	糸沢	塩江字根岸乙	土石流	警戒区域／特別警戒区域
90	韭沢	塩江字山神前甲	土石流	警戒区域／特別警戒区域
91	宮ノ下	塩江字宮ノ下	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
92	宮沢入沢	塩ノ原	土石流	警戒区域
93	昆布沢	塩ノ原	土石流	警戒区域
94	東ノ沢・西ノ沢	静川字西ノ沢口乙	土石流	警戒区域／特別警戒区域
95	大岩沢	静川字大岩原甲	土石流	警戒区域／特別警戒区域
96	杉ノ下沢	静川字中沢田乙	土石流	警戒区域
97	下山	下山	地すべり	警戒区域
98	上下山	下山字阿高	地すべり	警戒区域
99	下下山	下山字下下山	地すべり	警戒区域

No.	区域名	住 所	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定区域の種類
100	守沢	精舎	土石流	警戒区域
101	下ノ原沢	白沢字下ノ原	土石流	警戒区域
102	下ノ原沢 2 号	白沢字下ノ原	土石流	警戒区域／特別警戒区域
103	白沢	白沢字下ノ原	地すべり	警戒区域
104	アンノ沢	白沢字居平	土石流	警戒区域
105	上ノ原	白沢字居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
106	白沢居平	白沢字居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
107	白沢沢	白沢字居平	土石流	警戒区域／特別警戒区域
108	居平沢 4 号	白沢字上ノ原	土石流	警戒区域
109	上水石沢	水石	土石流	警戒区域
110	助木生	助木生	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
111	下休場沢	関本字下休場	土石流	警戒区域／特別警戒区域
112	三窪沢	関本字上休場	土石流	警戒区域
113	上休場	関本字上休場	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
114	稻荷山沢	滝原	土石流	警戒区域／特別警戒区域
115	寺久保沢	滝原	土石流	警戒区域／特別警戒区域
116	柴倉沢	滝原	土石流	警戒区域／特別警戒区域
117	出戸伊勢沢	滝原	土石流	警戒区域／特別警戒区域
118	向山	滝原字向山	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
119	愛宕山	田島字愛宕山甲	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
120	後原沢右沢	田島字会下甲	土石流	警戒区域
121	後原沢左沢	田島字会下甲	土石流	警戒区域／特別警戒区域
122	天道沢 - 1	田島字観音寺	土石流	警戒区域／特別警戒区域
123	天道沢 - 2	田島字観音寺	土石流	警戒区域／特別警戒区域
124	天道沢 - 3	田島字観音寺	土石流	警戒区域／特別警戒区域
125	きへいじり沢	田島字観音寺甲	土石流	警戒区域／特別警戒区域
126	後原	田島字後原甲	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
127	鎌倉山	田島字鎌倉崎乙	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
128	丸山	田島字丸山甲	急傾斜地の崩壊	警戒区域
129	峠	田島字新町	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
130	むぐる沢	田島字寺前甲	土石流	警戒区域／特別警戒区域
131	ナガノダイノ	田島字新町	土石流	警戒区域
132	フタ沢	田島字新町乙	土石流	警戒区域
133	田沢	田島字田沢甲	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
134	鑑ヶ沢	多々石字居平	土石流	警戒区域／特別警戒区域
135	多々石居平	多々石字居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域

No.	区域名	住 所	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定区域の種類
136	多々石居平1号	多々石字居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
137	滝ノ沢	たのせ	土石流	警戒区域
138	田ノ瀬-1	たのせ	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
139	田ノ瀬-2	たのせ	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
140	株木沢2号	田部字軽井沢	土石流	警戒区域
141	狐穴	田部字上山根	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
142	井戸入沢	田部字上山根	土石流	警戒区域
143	根岸沢	田部字八幡前	土石流	警戒区域
144	ホオノキ沢	丹藤字上村	土石流	警戒区域／特別警戒区域
145	宮ノ沢	丹藤字上村	土石流	警戒区域／特別警戒区域
146	上村1号-(1)	丹藤字上村	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
147	上村1号-(2)	丹藤字上村	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
148	上村2号	丹藤字上村	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
149	四梨沢	角生	土石流	警戒区域
150	深沢	角生	土石流	警戒区域
151	石合沢	角生	土石流	警戒区域
152	沢桃沢	角生	土石流	警戒区域／特別警戒区域
153	木引沢	角生	土石流	警戒区域／特別警戒区域
154	藤生沢	藤生	土石流	警戒区域／特別警戒区域
155	芳沢-1	藤生	土石流	警戒区域／特別警戒区域
156	芳沢-2	藤生	土石流	警戒区域／特別警戒区域
157	下小塩	藤生字下川原	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
158	上小塩	藤生字上小塩	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
159	中荒井沢	藤生字薦石	土石流	警戒区域／特別警戒区域
160	瀬戸沢	鵜巣字村中	土石流	警戒区域
161	村中	鵜巣字村中	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
162	鵜巣	鵜巣字平林	地すべり	警戒区域
163	カラ沢	戸中	土石流	警戒区域
164	天形沢	富山字上居平	土石流	警戒区域
165	三沢川	中荒井字祖父塚	土石流	警戒区域
166	峰崎	中荒井字峰崎	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
167	山沢	永田字沢口	土石流	警戒区域
168	イボン沢	永田字鳥居戸	土石流	警戒区域／特別警戒区域
169	東永田沢	永田字東永田	土石流	警戒区域／特別警戒区域
170	オオクボ沢	永田字西俣	土石流	警戒区域／特別警戒区域
171	於三段沢	長野字於三段	土石流	警戒区域

172	下谷地沢	長野字下谷地	土石流	警戒区域／特別警戒区域
173	長野向山	長野字向山	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
174	上谷地沢	長野字上谷地	土石流	警戒区域／特別警戒区域
175	宇石沢	長野字中谷地	土石流	警戒区域／特別警戒区域
176	鬼丸沢	耻風字上ミノ原	土石流	警戒区域
177	滝沢	耻風字上ミノ原	土石流	警戒区域
178	井戸沢	浜野字中道下	土石流	警戒区域
179	石橋沢	針生字駒戸山	土石流	警戒区域／特別警戒区域
180	下広窪B	針生字小坂	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
181	下広窪A	針生字上広窪	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
182	小松沢	針生字小松沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域
183	上川沢	針生字上川	土石流	警戒区域／特別警戒区域
184	戸板右沢	針生字昼滝山	土石流	警戒区域／特別警戒区域
185	宮ノ沢	福米沢字宮ノ前	土石流	警戒区域／特別警戒区域
186	鹿楽沢	福米沢字宮ノ前	土石流	警戒区域／特別警戒区域
187	下福米沢	福米沢字三百苅	土石流	警戒区域
188	宮前沢	福米沢字上福米沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域
189	穴沢	福渡	土石流	警戒区域／特別警戒区域
190	糸沢	福渡	土石流	警戒区域
191	唐沢	福渡	土石流	警戒区域
192	寺沢	古町字居平	土石流	警戒区域／特別警戒区域
193	小白沢川	古町字石原	土石流	警戒区域／特別警戒区域
194	石原	古町字石原	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
195	古町東居平	古町字東居平	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
196	前沢	前沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
197	前沢	前沢	土石流	警戒区域
198	福渡沢2号	前沢	土石流	警戒区域／特別警戒区域
199	松戸原B	松戸原	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
200	角木沢-1	水無字角木	土石流	警戒区域
201	角木沢-2	水無字角木	土石流	警戒区域／特別警戒区域
202	角木	水無字角木	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
203	株木-1	水無字株木	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
204	株木-2	水無字株木	急傾斜地の崩壊	警戒区域
205	株木-3	水無字株木	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
206	株木沢	水無字上田	土石流	警戒区域／特別警戒区域
207	的場-1	水無字石上	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
208	的場-2	水無字石上	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
209	田無沢-1	水無字田無沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域

No.	区域名	住 所	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定区域の種類
210	田無沢 - 2	水無字田無沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
211	田無沢 - 3	水無字田無沢	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
212	水根沢	水根沢字山王下	土石流	警戒区域
213	諸沢	水引	土石流	警戒区域／特別警戒区域
214	水引A	水引	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
215	水引沢	水引	土石流	警戒区域／特別警戒区域
216	ナガオロシ沢	宮里	土石流	警戒区域
217	糸沢	宮里	土石流	警戒区域／特別警戒区域
218	田端	宮里字宮ノ本	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
219	新屋敷	宮里字新屋敷	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
220	木賊	宮里字半才家	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
221	七久保沢	宮沢字下ノ原	土石流	警戒区域
222	五十苅	宮沢字五十苅	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
223	宮沢	宮沢字千度原	地すべり	警戒区域
224	千度入沢	宮沢字中丸	土石流	警戒区域
225	卯蔵久保	宮沢字百川	土石流	警戒区域／特別警戒区域
226	下宮床沢	宮床字下宮床	土石流	警戒区域
227	カラ沢	宮床字内城	土石流	警戒区域
228	井戸入沢	山口字上台	土石流	警戒区域／特別警戒区域
229	上台	山口字上台	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
230	村下A	山口字村下	急傾斜地の崩壊	警戒区域
231	濁沢	山口字村下	土石流	警戒区域
232	町屋沢	山口字村下	土石流	警戒区域
233	台	山口字台	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
234	大桧沢	山口字台	土石流	警戒区域
235	北原下	山口字北原	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
236	北原上	山口字北原	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
237	北原沢	山口字北原	土石流	警戒区域
238	北原中	山口字北原	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
239	六十苅沢	山口字六十苅	土石流	警戒区域／特別警戒区域
240	ミヤノ沢	山口字清水川	土石流	警戒区域
241	滝沢	湯ノ花	土石流	警戒区域
242	鍛冶沢	湯ノ花	土石流	警戒区域
243	唐沢	湯ノ花	土石流	警戒区域／特別警戒区域
244	湯ノ花	湯ノ花	急傾斜地の崩壊	警戒区域／特別警戒区域
245	後沢	吉高	土石流	警戒区域

○

○

O

O

(7) 雪崩危険箇所

資料提供：南会津農林事務所 森林林業部

No.	箇所名	土地区分		所有区分		
		林地	その他	国有林	民有林	その他
1	竜沢	○	—	—	○	—
2	竜沢	○	—	—	○	—
3	竜沢	○	—	—	○	—
4	竜沢	○	—	—	○	—
5	狼窪山	○	—	—	○	—
6	長沢山	○	—	—	○	—
7	八千窪	○	○	—	○	—
8	向山3	○	○	—	○	—
9	向山2	○	○	—	○	—
10	向山1	○	○	—	○	—
11	滝沢	○	—	—	○	—
12	数間沢	○	—	—	○	—
13	番屋	○	—	—	○	—
14	番屋	○	—	—	○	—
15	木戸沢	○	—	—	○	—
16	佐倉山	○	—	—	○	—
17	背戸山	○	—	—	○	—
18	後山	○	—	—	○	—
19	後沢山	○	—	—	○	—
20	沢桃園	○	—	—	○	—
21	大久保山	○	—	—	○	—
22	治平峰	○	—	—	○	—
23	漆方原	○	—	—	○	—
24	へつり山	○	—	—	○	—
25	高久保	○	—	—	○	—
26	鎧ヶ沢	○	—	—	○	—
27	南内山	○	—	—	○	—
28	間の山	○	—	—	○	—
29	沼ノ平	○	—	—	○	—
30	滝沢	○	—	—	○	—
31	上ノ山	○	—	—	○	—
32	鬼丸山	○	—	—	○	—
33	鬼丸山	○	—	—	○	—
34	瀬戸山	○	—	—	○	—
35	後山	○	—	—	○	—
36	家向山2	○	○	—	○	—
37	家向山1	○	○	—	○	—
38	高久保	○	—	—	○	—
39	上の山	○	—	—	○	—
40	愛宕山	○	—	—	○	—
41	不動沢	○	—	—	○	—
42	城口山	○	—	—	○	—
43	栃久保	○	—	—	○	—
44	小栗山	○	—	—	○	—
45	大林	○	—	—	○	—
46	大林	○	—	—	○	—
47	中小屋	○	—	—	○	—
48						
49						
50						

--	--	--	--	--	--	--

O

O

3 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

路線名	担当事務所名	規制区間		交通量 台／日
		自 至	延長 (km)	
352号	山口土木事務所	南会津郡南会津町大桃字平沢山 南会津郡南会津町大桃字家向山	3.5	1,513
352号	山口土木事務所・ 南会津建設事務所	南会津郡南会津町八総字数間沢 南会津郡南会津町滝ノ原字愛宕山	6.3	1,973
401号	宮下土木事務所 ・山口土木事務所	大沼郡昭和村大字大芦字八反田 南会津郡南会津町界字木地道	8.1	539
栗山館岩線	山口土木事務所	南会津郡南会津町田代山 南会津郡南会津町水引	13.9	742
大倉大橋浜野線	山口土木事務所	南会津郡南会津町大橋字舟場 南会津郡南会津町錫巢字水林下	1.7	1,096
黒磯田島線	南会津建設事務所	南会津郡南会津町栗生沢字男鹿岳 南会津郡南会津町栗生沢字東上ノ原	12.4	641

O

O

4 観測施設

(1) 雨量観測施設

観測所名	所在地	管理者名
南会津建設事務所 (水防田島)	南会津郡南会津町田島字根小屋 4277-1	南会津建設事務所
田島ダム管理所 (水防田島ダム)	南会津郡南会津町高野字大岩向山 2817	田島ダム管理事務所
山口土木事務所 (水防山口)	南会津郡南会津町山口字村上842	山口土木事務所
浜野雨量水位	南会津郡南会津町浜野字荒瀬	山口土木事務所

(2) 水位観測施設

河川名	量水標の名称	量水標の位置	管理者名
阿賀川	田島水位	南会津郡南会津町長野字下大沢	南会津建設事務所
伊南川	浜野雨量水位	南会津郡南会津町浜野字荒瀬	南会津建設事務所
伊南川	山口水位	南会津郡南会津町鶴巣字福原	南会津建設事務所
阿賀川	関本水位	南会津郡南会津町関本字川前	南会津建設事務所
館岩川	館岩水位	南会津郡南会津町前沢	南会津建設事務所
高野川	高野川水位	南会津郡南会津町高野字下高野	南会津建設事務所

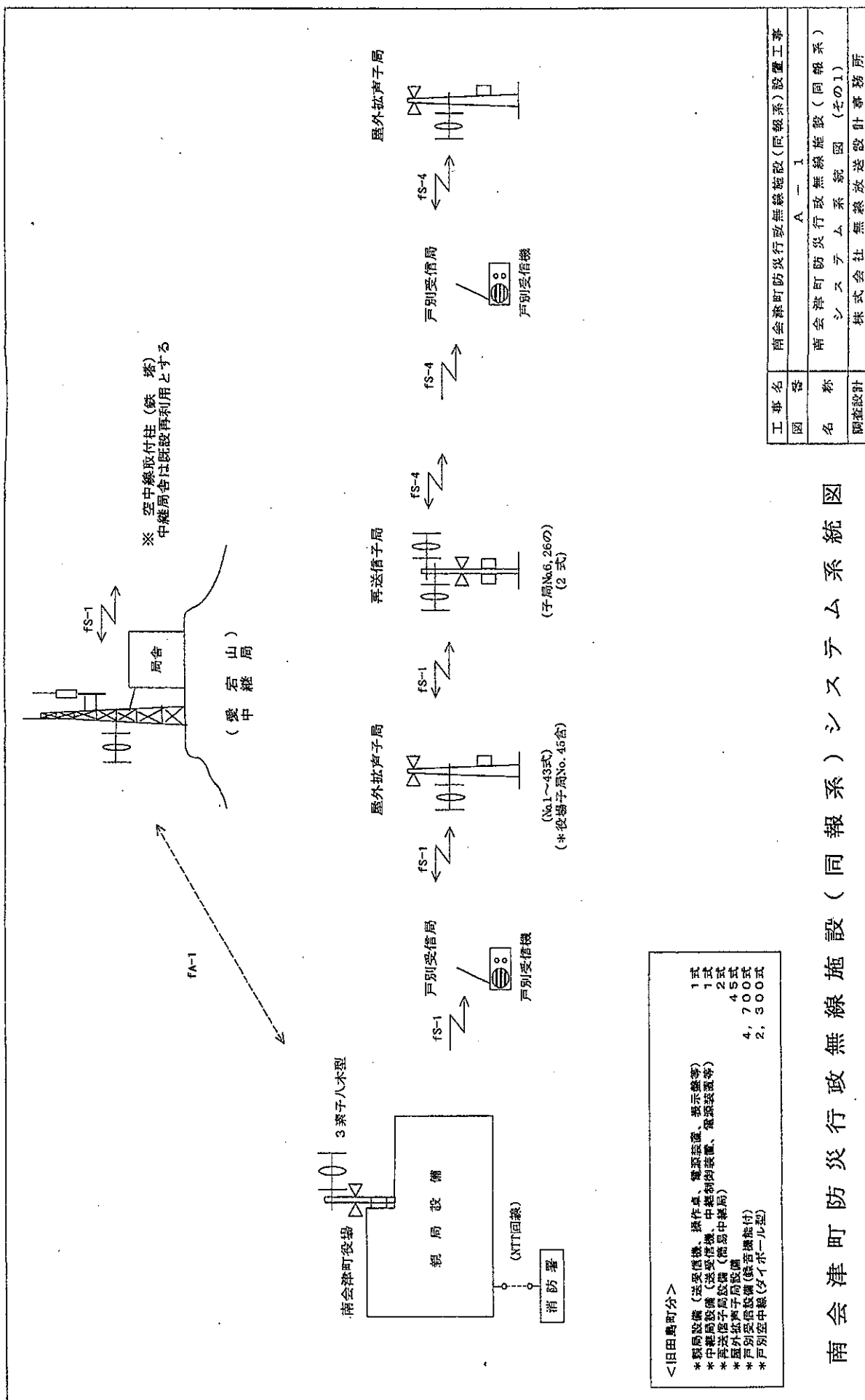
(3) 震度計

測定場所名	所在地	備考
田島	田島字後原甲3531-1	
南郷	山口字村上864番地	県震度情報ネットワークシステム 計測震度施設
南郷	界字梨木平203番地-1	文部科学省庁
伊南	古町字館跡998	県震度情報ネットワークシステム 計測震度施設
伊南高感度地震観測施設	小塩字上ミ原80	仲川原運動公園内防災科学研究所
館岩	松戸原50番地	県震度情報ネットワークシステム 計測震度施設

O

O

5 南会津町防災行政無線局設置場所及び回線系統





6 消防関係

(1) 消防団の組織及び管轄地区

消防団	分団	管轄区域
第1支団	第1分団	田島、永田、丹藤、長野、田部、水無、栗生沢
	第2分団	高野、塩江、福米沢、金井沢、静川、針生
	第3分団	中荒井、川島、関本、藤生、古今、糸沢、羽塩、滝原
第2支団	第1分団	塩ノ原、たのせ、穴原、前沢、福渡、助木生、小高林、上ノ原、福道原、新屋敷、木賊、川衣、戸中、松戸原、押戸、吉高、角生、貝原、湯ノ花、水引、熨斗戸、伊与戸、新田原、森戸、八総、高杖原、井桁、精舎、岩下、番屋
	第2分団	古町、多々石、白沢、青柳、小塩、宮沢、浜野、内川、耻風、大原、小立岩、大桃
	第3分団	木伏、水根沢、大新田、大橋、東、山口、鶴巣、宮床、界、片貝、富山、下山、和泉田、小野島

(2) 現有消防力(条例定数)

支団	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本団	1							1
田島		3	5	9	24	84	295	420
館岩		1	2	3	12	9	74	101
伊南		1	1	4	10	12	75	103
南郷		1	2	3	14	20	135	175

※ 各支団の合計人数は、庶務等の人員数も含む。

O

O

7 ライフライン関係

(1) 水道状況

	計画給水人口 (人)			最大給水量 (m^3 / 日)
	13,681			11,721

(2) 下水道状況

処理区域	計画処理 人口(人)			施設能力施設 (m^3 / 日)
古町地区	2,070			559
南郷処理区	1,900			1,100
小野島地区	150			40.5
湯ノ花地区	920			248.4
前沢地区	180			48.6
高杖原地区	1,880			507.6
たのせ地区	81			21.9
上郷地区	1,860			503
田島処理区	4,810			1,400
針生地区	1,350			365
田部地区	410			111

O

O

8 指定避難所

(1) 避難所リスト

NO	施設名	住所	指定緊急 避難場所	想定収 容人数	避難 場所
1	田島農村環境改善センター	南会津町関本字百一 560-2	○	399	
2	あたご館	南会津町田島字後原甲 3586-1		300	
3	桧沢公民館	南会津町福米沢字宮ノ前 1381		38	
4	田島体育館	南会津町田島字後原甲 3586-1		244	
5	田島小学校	南会津町田島字会下甲 3316		396	
6	荒海小学校	南会津町関本字大道上 495		317	
7	桧沢小学校	南会津町福米沢字宮ノ前 1380		309	
8	田島第二小学校	南会津町長野字於三段 340		273	
9	旧針生小学校体育館	南会津町針生字下宮 238		185	
10	田島中学校	南会津町田島字後原甲 3437		538	
11	旧檜沢中学校	南会津町福米沢字大田 1340-1		354	
12	荒海中学校	南会津町糸沢字馬場原 446-15		306	
13	南会津高等学校	南会津町田島字田部原 260	○	791	
14	針生区集会所	南会津町針生字下宮 220		33	
15	中荒井生活改善センター	南会津町中荒井字長畔 568		66	
16	高野生活改善センター	南会津町高野字岩下通 647		55	
17	栗生沢生活改善センター	南会津町栗生沢字前ノ畑 287		55	
18	静川生活改善センター	南会津町静川字熊沢向乙 1037		66	
19	田部生活改善センター	南会津町田部字上山根 147-2		55	
20	長野林業研修センター	南会津町長野字地藏裏 27		199	
21	田部原コミュニティセンター	南会津町田島字田部原 159-8		55	
22	水無林業研修センター	南会津町水無字の場 492-1		62	
23	横町公民館	南会津町田島字横林甲 2295		55	
24	東町公民館	南会津町田島字天道沢甲 2677		55	
25	南会津町福祉ホール	南会津町田島字中町甲 3918-1		41	
26	金井沢多目的集会センター	南会津町金井沢字沢田 20-1		62	
27	塩江林業研修センター	南会津町塩江字大念仏 23-4		61	

NO	施設名	住所	指定緊急 避難場所	想定収 容人数	避難 場所
28	滝原林業研修センター	南会津町滝原字下後庵55		86	
29	羽塩林業研修センター	南会津町糸沢字滝ノ上10-1		62	
30	糸沢林業研修センター	南会津町糸沢字居平1954-2		82	
31	古今生活改善センター	南会津町糸沢字古内平4		56	
32	御蔵入交流館	南会津町田島字宮本東22	○	300	
33	藤生多目的集会センター	南会津町藤生字石堂112		55	
34	上野ふれあいセンター	南会津町藤生字上野		48	
35	川島交流センター	南会津町川島字川島平1801-1		76	
36	永田林業研修センター	南会津町永田東俣160-2		66	
37	県公舎前駐車場	南会津町田島字後原甲地内			避難 場所
38	お不動様	南会津町田島字中町地内		12	
39	祇園会館	南会津町田島字大坪30-1		180	
40	駅前広場	南会津町田島字後町甲3973-1			避難 場所
41	弁天山憩の広場	南会津町田島字横町地内			避難 場所
42	山神社広場	南会津町田島字横林地内			避難 場所
43	キキ・リオン・ホール駐車場	南会津町田島字東荒井80			避難 場所
44	丹藤公民館	南会津町丹藤字下村1		15	
45	丹藤消防屯所	南会津町丹藤字丹藤50		10	
46	二荒山神社	南会津町糸沢字宮ノ原地内		10	
47	龍福寺	南会津町糸沢字居平1880		27	
48	駅前広場	南会津町滝原字夏井地内			避難 場所
49	夢の湯	南会津町滝原字向熊久保1373-1		22	
50	黒沢多目的集会センター	南会津町静川字風下甲75-2		50	
51	萩野公民館	南会津町糸沢字壇ノ原3180		10	
52	藤生寺	南会津町藤生字上山崎556		27	
53	星明則宅	南会津町藤生字家ノ裏2041		10	
54	関本公会堂	南会津町関本字上道下443-1		76	
55	番屋集会所	南会津町番屋26-1		24	
56	総合交流促進センターいわした	南会津町岩下394		40	
57	精舎集会所	南会津町精舎264		24	

NO	施設名	住所	指定緊急 避難場所	想定収 容人数	避難 場所
58	井桁集会所	南会津町井桁 1 6 6 - 2		46	
59	旧上郷小学校	南会津町井桁 3		152	
60	高杖原集会所	南会津町高杖原 3 8 2		43	
61	八総集会所	南会津町八総 4 5		36	
62	森戸集会所	南会津町森戸 3 5 5		46	
63	熨斗戸集会所	南会津町熨斗戸 1 8 9		49	
64	戸中集会所	南会津町戸中 4 6 0		26	
65	館岩中学校	南会津町水石 1 9		309	
66	館岩会館	南会津町松戸原 5 5	○	777	
67	館岩小学校	南会津町松戸原 3		311	
68	貝原公民館	南会津町貝原 1 7 6		27	
69	湯ノ花温泉交流センター	南会津町湯ノ花 9 8 1 - 1		70	
70	館岩老人福祉センター	南会津町湯ノ花 6 4 7		200	
71	しらかば公園体育館	南会津町湯ノ花 1 3 8 9 - 2		305	
72	水引公民館	南会津町水引 3 1 8 - 1		33	
73	福渡公民館	南会津町中ノ井字真名板倉山乙 6 9 8		27	
74	前沢集会所	南会津町前沢 3 3 1		33	
75	塩ノ原生活改善センター	南会津町塩ノ原 1 3 3 0		42	
76	たのせ集会所	南会津町たのせ 7 2 - 2		25	
77	穴原公民館	南会津町穴沢 3 5 7		12	
78	小高林公民館	南会津町小高林 5 8 9		37	
79	木賊生活改善センター	南会津町宮里字宮ノ本 1 8 2 5		40	
80	さいたま市立館岩少年自然の家	南会津町宮里字向山 2 8 4 7 - 1		2442	
81	川衣交流センター	南会津町宮里字川衣 2 3 9 1		27	
82	伊南会館	南会津町古町字館跡 9 9 8		483	
83	伊南地域交流センター	南会津町古町字石原 5 2 5	○	539	
84	上町集会所	南会津町古町字居平 1 1 - 5		56	
85	下町集会所	南会津町古町字居平 1 - 1		81	
86	道城集会所	南会津町古町字小沼 6 1 2		52	
87	山の学習体験交流センター	南会津町多々石字居平 1 1 6		83	

NO	施設名	住所	指定緊急 避難場所	想定収 容人数	避難 場所
88	白沢集会所	南会津町白沢字村下タ 2 1 6		66	
89	青柳生活改善センター	南会津町青柳字家ノ下 6 8		65	
90	小塩集会所	南会津町小塩字居平 3 5 6		69	
91	宮沢集会所	南会津町宮沢字下ノ原 9 9 0 - 1		65	
92	川の学習体験交流センター	南会津町浜野字下モ原 1 8 1		35	
93	内川生活改善センター	南会津町内川字上ノ原 3		63	
94	耻風集会所	南会津町耻風字東平 1 9		19	
95	大原集会所	南会津町大原字居平 2 1		19	
96	大川公民館	南会津町小立岩字居平 1 9 9		145	
97	大桃集会所	南会津町大桃字上河原 1 1 3		73	
98	高畑スキー場センターハウス	南会津町大桃字一の間々 2 0 - 3		559	
99	清水屋旅館	南会津町耻風字山先 6 1 6 - 8		20	
100	除雪ステーション	南会津町内川字上ノ原地内		10	
101	菅原神社	南会津町内川字居平地内		12	
102	鹿嶋神社	南会津町大原字居平地内		7	
103	木伏転作センター	南会津町木伏字西居平 1 0 0 1		32	
104	水根沢集会所	南会津町水根沢字前田 1 1 1		18	
105	大新田集会所	南会津町大新田字上村 1 9 5 - 1		18	
106	大橋集会所	南会津町大橋字久保田 7 3 6 - 2		23	
107	東集会所	南会津町東字輪間 1 9 0 - 1		21	
108	中小屋集会所	南会津町山口字六十刈 3 6 2 - 1		18	
109	南郷総合センター	南会津町山口字村上 8 4 2	○	128	
110	台板橋集会所	南会津町山口字倉田 2 4 6 4 - 4		18	
111	鵜巢集会所	南会津町鵜巢字村中 1292-1		23	
112	宮床集会所	南会津町宮床字川久保 6 6 3		23	
113	界公民館	南会津町界字日向 2 5 5		53	
114	片貝集会所	南会津町片貝字中田 5 1 - 2		23	
115	富山集会所	南会津町富山字居平 1 6 5		21	
116	下山公民館	南会津町下山字谷地 1 5 9 - 1		23	
117	乙沢集会所	南会津町和泉田字稲場 5 6 0 9		21	

NO	施設名	住所	指定緊急 避難場所	想定収 容人数	避難 場所
118	和泉田農村環境改善センター	南会津町和泉田字沼橋 2 8 6 0 - 1		166	
119	小野島集会所	南会津町和泉田字石原 3 4 5		21	
120	きらら 2 8 9	南会津町山口字橋尻1		100	
121	南郷スキー場センターハウス	南会津町界字湯ノ入293		100	
122	南郷体育館	南会津町山口字村上1074		200	
123	南郷小学校	南会津町山口字舟場916		283	
124	旧南郷第二小学校	南会津町下山字下川原31		229	
125	南会津中学校	南会津町鶴巣字平林573		499	
126	会津高原だいくらスキー場センターハウス	南会津町針生字昼滝山857-150		240	
127	会津高原だいくらスキー場第1 ロッジ	南会津町針生字昼滝山857-150		55	
128	会津高原だいくらスキー場第2 ロッジ	南会津町針生字昼滝山857-150		80	
129	会津高原だいくらスキー場だい ちゃんロッジ	南会津町針生字昼滝山857-150		40	
130	会津アストリアホテル	南会津町高杖原535		100	
131	会津アストリアロッジ	南会津町高杖原535		100	
132	たかつえスキー場スペーシア	南会津町高杖原731		100	

O

O

9 危険物保管場所及び爆発物保管場所状況

施設名	所在地	危険物・爆発物の種類
(株) 菊地商会	田島字東荒井甲 2498-1	ガソリン等
J A会津みなみ田島給油所	田島字行司 77	ガソリン等
高山重商店鎌倉崎給油所	田島字鎌倉乙 17-1	ガソリン・プロパンガス等
高山重商店駅前給油所	田島字西番場甲 361-1	ガソリン・プロパンガス等
大丸商事 (株)	田島字谷地甲 58	ガソリン等
根本商会 (有)	川島字宮前 30-2	ガソリン等
(株) 福一工務所	田島字田部原 153	ガソリン等
酒井燃料店	山口字欠河原 1760	灯油、プロパンガス等
星商店 (株)	山口字村上 836-1	ガソリン等
J A会津みなみ南郷給油所	山口字村下 1646-1	ガソリン、プロパンガス等
山星建設 (株) ダイナマイト 庫外貯蔵庫	界字上田下 2656	ダイナマイト
(株) 星組給油取扱所	和泉田字稲場 5608	ガソリン等
(株) 佐野商事	古町字館跡 1018	ガソリン等
月田商店	古町字新坂口 15	プロパンガス等
グロリアガス (株) 日東舎営業所	古町字居平 6-7	プロパンガス等
(有) 芳賀金物店	松戸原 132	プロパンガス等
星盛男商店	熨斗戸 250	ガソリン・プロパンガス等
(有) 館岩石油	八総 55	ガソリン等
秀直商店	井桁 128	プロパンガス等
(有) 丸叶	塩ノ原 282	ガソリン等

O

O

10 その他

(1) 廃棄物等処理施設等

1 ごみ処理施設

事業主体	施設名	所在地 電話番号	処理方式	能力 (t/日)	竣工 年月
南会津地方 環境衛生組合	東部 クリーンセンター	下郷町大字落合字 下川原 138-1 0241-67-3820	ストーカ式	40	H4.3
	西部 クリーンセンター	山口字下荒町 2172-26 0241-72-2639	機械化パッチ 燃焼式	25	H7.3

2 粗大ごみ処理施設

事業主体	施設名	所在地 電話番号	処理方式	能力 (t/日)	竣工 年月
南会津地方 環境衛生組合	東部 クリーンセンター	下郷町大字落合字 下川原 138-1 0241-67-3820	破碎型式 横型回転式	20	H4.3

3 し尿処理施設

事業主体	施設名	所在地 電話番号	処理方式	能力 (t/日)	竣工 年月
南会津地方 環境衛生組合	東部衛生センター	下郷町大字落合字 下川原 90 0241-67-3414	低希釈二段 活性汚泥処理	40	S59.3
	西部衛生センター	山口字下荒町 2172-9 0241-72-2813	高負荷窒素処 理＋膜分離方 式	25	H3.3

4 災害時のごみ集積所

No.	集積所・施設名	所在地	集積面積(m ²)	集積容量(t)
1	田島中学校	田島字後原甲 3437	2,500	100
2	田島小学校	田島字会下甲 3316	1,500	50
3	御蔵入交流館	田島字宮本東 22	2,000	50
4	田島都市環境センター	田島字清水川甲 1966-1	1,000	25
5	びわのかげ競技場	永田字枇杷影 2	5,000	150
6	福島県立南会津高校	田島字田部原 260	2,500	80
7	馬場公園	田部字上原 98-1	600	20
8	長野林業研修センター	長野字長野地藏裏 27	300	10
9	水無公園	水無字稲荷山 134-1	400	15
10	旧栗生沢小グラウンド	栗生沢字 927	500	15
11	旧針生小学校	針生字 238	600	20
12	だいくらスキー場駐車場	針生字昼滝山 857-150	800	30
13	旧桧沢保育所	静川字能沢向乙 1034-2	200	10
14	桧沢小学校	福米沢字宮ノ前 1380	600	15
15	桧沢中学校	福米沢字大田 1340-1	1,600	50
16	滝原ソフトグラウンド	滝原地内	2,000	70
17	荻野集会所	糸沢字壇ノ原 3180	150	5
18	糸沢農村公園	糸沢字古内平 4	900	30

No.	集積所・施設名	所在地	集積面積(m ²)	集積容量(t)
19	うさぎの森グラウンド	糸沢字馬場原 446-1538	2,000	70
20	荒海中学校	糸沢字馬場原 446-15	4,000	100
21	荒海小学校	関本字大道上 495	1,000	30
22	中荒井ソフトグラウンド	中荒井字上原 20	1,000	30
23	NTT 鉄塔脇広場	川衣地内	1,000	25
24	たのせ集会所	たのせ 72-2	100	5
25	塩ノ原生活改善センター	塩ノ原 1330	1,000	25
26	そば処「曲屋」前駐車場	前沢 827	300	10
27	育苗センター	福渡 165	200	10
28	吉高入口空地	吉高 13	200	10
29	スクールバス方向転換所	水引地内	300	10
30	石湯橋脇	湯ノ花 508	3,000	30
31	貝原公民館	貝原 176	100	5
32	ごみ集積所脇広場	番屋地内	200	10
33	総合交流センター広場	岩下 394・407	1,000	20
34	旧上郷小学校	井桁 3	1,600	50
35	たかつえスキー場駐車場	高杖原 353	10,000	100
36	森戸集会所	森戸 355	100	5
37	熨斗戸集会所	熨斗戸 189	200	5
38	戸中集会所	戸中 460	100	5
39	館岩グラウンド	松戸原 55	3,000	50
40	旧伊南小学校	古町字居平 11-6	400	200
41	伊南小学校	古町字石原 525	1,200	600
42	伊南グラウンド	古町字館跡 998	400	200
43	仲川原運動公園	小塩字上ミ原 80	2,500	1,250
44	久川城資料館駐車場	青柳字久川 23	400	200
45	高畑スキー場駐車場	大桃字一の間々 20-3	1,600	800
46	白沢集会所	白沢字村下タ 216	50	25
47	宮沢集会所	宮沢字下ノ原 99-1	50	25
48	内川生活改善センター	内川字上ノ原 3	100	50
49	大川地区公民館	小立岩字居平 199	800	400
50	木伏転作センター	木伏字西居平 1001	600	20
51	南郷小学校	山口字舟場 885-1	1,000	30
52	南郷グラウンド	山口字村上 107	3,000	100
53	南会津中学校	鵜巣字平林 573	2,000	70
54	南郷スキー場駐車場	界字湯ノ入 293	10,000	300
55	旧南郷第二小学校	下山字下川原 31	600	20
56	和泉田農村環境改善センター	和泉田字沼橋 2860-1	600	20
57	南郷ふるさとの家グラウンド	和泉田字沼橋地内	600	20

(2) 火葬場

事業主体	名称	所在地 電話番号	炉数
南会津地方 環境衛生組合	東部聖苑	南会津町田島大字田島字東下原 21 0241-62-1175	2 基
	西部斎苑	南会津町南郷大字山口字山口下荒町 2172-65 0241-72-2143	2 基

(3) 医療機関

1 災害医療センター（災害拠点病院）

① 基幹災害医療センター

施設名	病床数	所在地	電話番号
福島県立医科大学付属病院	824	福島市光ヶ丘1	0245-48-1111

※災害発生時に重症患者の受け入れや医療救護チームの派遣等を行うほか、要員の訓練研修機能を有する災害拠点病院を県に一箇所指定し整備する。

② 地域災害医療センター

2 次医療圏	施設名	病床数	所在地	電話番号
南会津	福島県立南会津病院	98	南会津町永田字風下14-1	0241-62-7111

※災害発生時に被災地内の傷病者の受け入れや医療救護チームの派遣等を行う災害拠点病院を2次医療圏に一箇所指定し整備する。

2 町内の医療機関

医療機関名	住 所 電話番号	診療科目	病床数
高橋医院	田島字中町甲 3905 62-0040	内科、消化器科、 小児科	0
馬場医院	田島字谷地甲 30 62-0141	内科、小児科	0
きむらクリニック	田島字大坪 35 番 1 62-5576	内科、消化器科、 小児科	0
南会津地方広域市町村圏組合 地域医療支援センター	田島字西町甲 4331 63-1200	内科	0
なかやクリニック	片貝字根木屋向 16 73-2036	内科、小児科	0
館岩愛輝診療所	湯ノ花 648 78-8688	内科、小児科、婦人科、皮膚科、 リハビリテーション科、放射線科	0
館岩あおい眼科	南会津町松戸原 163 館岩保 健センター内 78-8188	眼科	0
耳鼻咽喉科あべクリニック	永田字風下 2 - 1 62-8733	耳鼻咽喉科	0
稲富歯科医院	田島字上町甲 4016 62-0001	歯科	0
押部歯科医院	田島字大坪甲 471 62-4536	歯科	0
医療法人社団慈愛恵真会 あらかい歯科医院	関本字下休場 729-1 66-2580	歯科	0
なかむら歯科医院	田島字北下原 198-1 62-1255	歯科	0
むろい歯科医院	田島字本町甲 3841-6 62-8020	歯科	0
新藤歯科医院	大新田字松原上 906-1 72-2610	歯科	0

羽染歯科医院	古町字居平 11-5 76-2115	歯科	0
中嶋助産院	田島字中町甲 3953-1 62-0445	助産所	

(4) 医薬品販売店

商店名	住 所	電話番号
有限会社十字堂薬局	田島字中町甲 3948-1	62-0257
コスモ調剤薬局 南郷店	片貝字根木屋向 22	73-2600
清水屋大竹薬局	山口字村上 1148	72-2513
樋口薬局	田島字元八幡甲 315-4	62-0005
大丸薬局	田島字谷地甲 9-2	62-3687
クオール薬局 南会津店	永田字下川原 81-4	63-3201
ファーマシー ダイマル	永田字風下甲 2-3	62-1320
ツルハドラッグ 南会津店	田島字谷地甲 55-11	63-6268
町のくすり箱	田島字行司 21-1	62-5005
共生堂薬房	和泉田字沼橋 2944-1	73-2052
会津みなみ農協 館岩支店	福渡 342	78-2124
会津みなみ農協 伊南支店	古町字居平 18-1	76-2201

(5) 建設土木工事業者

工事業名	所在地	電話番号
(有)長沼設備工業	田島字行事 86-2	62-0487
(株)大橋工務店	永田字西俣 110	62-1000
(有)猪股工務所	糸沢字居平 1823 のイ	66-2210
久米工業(株)	永田字大道上 326	62-1182
(有)稲瀬工務店	田島字大坪 7	62-2817
(有)猪股設備工業所	塩江字桧沢 38	62-1617
(有)いわき屋管工業	田島字北下原 2215	62-1037
(株)大桃建設工業	田島字本町甲 3886	62-0020
(株)光和設備工業所	田島字西上川原乙 54-15	62-0440
三立道路(株)	田島字北下原 149 の 2	62-3923
(株)鈴木建設	中荒井字長畔 536	62-2367
(有)角田建築	長野字楡林 18	62-2472
東邦土建工業(株)	田島字中町甲 3924	62-2131
野中建築	静川字上沢田乙1021	62-2729
(株)芳賀沼製作	針生字鳥井戸1194-2	64-2221
星住建	田島字後原甲3480	62-2234
(有)保科管工業	田島字東荒井64	62-2695
(株)丸惣建設	田島字会下甲3274	62-0560
(株)新井組	古町字館跡 915-2	76-2311
南総建(株)	山口字堀田 791	72-2516
会津法面(株)	山口字欠河原 1784	72-2624
山星建設(株)	界字上田下 2656	73-2134
(株)星工務店	界字上田下 987	73-2117
(有)和泉田鉄工建設	和泉田字根岸原 4543	73-2526
(株)館岩工務所	松戸原 223	78-2224

(6) 電気工事業者

工事業者名	所在地	電話番号
(株)和泉電機	和泉田字谷地 2, 422-1	73-2045
(有)谷地電気	和泉田字谷地 2, 463-3	73-2211
(有)カヅミ電器	山口字村上 808-1	72-2309
馬場電気工事店	松戸原 310	78-2253
星電気工事店	熨斗戸 55	78-2147
(有)阿久津電気工事	田島字寺前 3142-1	62-3074

(7) 被害の認定基準表

被害区		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、又は死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のある者。 (重傷) 1ヵ月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1ヵ月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯として取扱う。)
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものであるとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度の浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいう。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

- (注) 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素に内造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

1 1 様 式

(1) 被害報告様式

災害名		第 報 (月 日 時 分 現在)		市町村用	
市 町 村 名	南会津町	報 告 者 名			
災害対策本部	設置日時	/	解散日時	/	:
水 防 本 部	設置日時	/	解散日時	/	:
消防職員出動延人数		消防団員出動延人数			
区 分	被害数	地 区 名	年齢	性別	発生時刻
的 被 害 者	死 者				
	行方不明者				
	負 傷 者				
	重傷 軽傷				
原因	被害の状況 (負傷箇所等)				
区 分	被害数	地 区 名	被害の原因及び状況		
住 家 被 害	全 壊	棟			
		世帯			
		人			
	半 壊	棟			
		世帯			
		人			
	一 部 破 損	棟			
		世帯			
		人			
	床 上 浸 水	棟			
		世帯			
		人			
床 下 浸 水	棟				
	世帯				
	人				
非 住 家	公共 建物	棟			
	その 他	棟			
避難区分	地区名	対 象 世帯数	人数	勧告等日時	解除等日時
避難理由等	避難場所				
住民避難					
その他(特記事項)		被害地区名等		被 害 状 況	
全面通行止めの市町村道 路線 箇所					

※ この用紙の枠内に書ききれない場合は、枠を広げたり、別紙(任意様式)に記入して添付しても構いません。

※ 地区名は字名まで記入し、被害原因・状況も、別紙記載例を参考にできるだけ詳細に記入してください。

※ 「その他(特記事項)」の欄には、人的被害、住家・非住家被害以外に、特に記載すべき被害(ライフライン関係の被害等)が発生した場合に記入してください。

(2) 避難命令及び状況報告簿

[illegible]

(3) 避難所収容者名簿

住 所	世帯主氏名	世 帯 人 員	〇〇避難所							
			避 難 所 収 容 期 間							
			月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日

(7) 避難所収容者台帳

[illegible]

- (注) 1 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員を記入し、収容人員数の増減経過は「記事欄」に記入する。
- 2 他市町村の住民等を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入する。

(9) 救出車両、その他機械器具調達先報告書

品 名	数量	所 有 借上の別	調 達 先			機械器具等 所 在 場 所	輸送 方法	備 考
			名称（責任者）	所 在 地	電 話			

(10) 被災者救出状況記録及び修繕簿

[illegible]

- (注) 1 救出用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入し、有償の場合の借上費を「金額」欄に記入する。
- 2 修繕の故障の概要は、故障の原因及び主な破損個所を記入する。

(13) 障害物除去該当者選考調書

行政区名	対象者住所			氏名	
調査員調査事項	助産 資産状況 不動産		職業		
	被災の概要		家庭の概要		
行政区（村）総代意見					
民生委員意見					
調査者総合意見					
要施行	有無	調査員 印			

(16) 炊出し給与簿

南会津町
責任者〇〇炊出し場
印

給食年月日		給食数	実施場所	給食内容	備考
年 月 日	区分				
	朝昼夕				
計	朝				
	昼				
	夕				

- (注) 1 炊出しを実施した直後の責任者ごとに作成すること。
 2 「実施場所」の欄は、学校等実際に炊出しその他による食品の給与を実施した場所を記入すること。
 3 「給食内容」の欄は献立「にぎり飯、つけもの、乾パン、牛乳」等と記入すること。

(19) 飲料水供給記録簿

[illegible]

(20) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿

品 名		単位 呼称				
年 月 日	摘 要		受	払	残	備 考
	計		50 (1,750円)	45 (1,575円)	5 (175円)	

品 名		単位 呼称				
年 月 日	摘 要		受	払	残	備 考
	計					

- (注) 1 「摘要」欄に購入先又は受入先及び払出を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3 最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

(23) 救助物資引継書

輸送責任者職氏名
受領責任者職氏名

印
印

救助用の物資次の通り引継ぎました。

記

- 1 引 継 月 日
- 2 引 継 場 所
- 3 品目数量 次の通り

品 目	単 位	輸 送 数 量	引 継 数 量	差引過不足	過不足を生じた理由その他

(24) 救助物資給与及び受領簿

被災台帳番号						
住家被害 程度区分		給与の基礎 となった世 帯構成員数	中学生	人	小学生	人

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領いたしました。

住 所
世帯主（氏 名）

給与年月日	品 名	数 量	備 考	給与年月日	品 名	数 量	備 考

(25) 救護班編成及び活動記録

南会津町 班

期 間	診療患者数	死 体 検案書	班 の 編	班 長 職 氏 名	備 考
月 日から 月 日まで 日間	内科 人 外科 人		医師 人 看護婦 人 その他 人		

(27) 助産台帳

[illegible]

(28) 災害防疫経費所要見込額調

(A) 県支弁分

(B) 南会津町支弁分

事 項	区 分	員数	単価	金額	備 考
1 予防委員に関する諸費	1 委員手当 2 委員旅費				
2 町において施行する清潔方法及び消毒方法に要する経費	1 清潔方法に要する経費 2 消毒方法に要する経費				内訳別紙 (ア) のとおり 内訳別紙 (イ) のとおり
3 予防救治のため雇入れた医師その他人員及び予防上必要な器具薬品その他の物件に関する諸費	1 人員雇上費 a 医師又は薬剤師 b 看護婦 c その他 2 器具費 3 薬品費 4 その他の物件費				
4 臨時隔離病舎諸費	1 設置費 2 医療費 3 人件費 4 その他の経費				
5 予防救治に従事した者に給すべき手当療治料及びその遺族に給すべき救助料	1 特別勤務手当 2 療治料 3 扶助料 4 弔祭料				
6 交通遮断隔離に関する諸費及び交通遮断隔離のため又は一時営業を失ったための自活不能者の生活費	1 交通遮断及び隔離に要する経費 2 生活補給費				
7 町において発見した伝染病貧民患者及び死者に関する諸費	1 貧民患者生活補給費 2 死体消毒費 3 埋火葬費				
8 町において施行するそ族昆虫等の駆除及びその供給に関する諸費					内訳別紙 (ウ) のとおり
9 法第7条の2による家用水の供給に関する諸費					
合 計					

(ア) 清潔方法に要する経費内訳

科 目	員 数	単 価	金 額	備 考
賃 金 消 費 薬 品 運 搬 費 計				実施戸数 戸

(イ) 消毒方法に要する経費内訳

科 目	員 数	単 価	金 額	備 考
賃 金 消 費 薬 品 運 搬 費 計				実施戸数 戸
			</	

(ウ) そ族昆虫駆除費内訳

科 目	員 数	単 価	金 額	備 考
賃 金 消 費 薬 品 借 料 運 搬 修 繕 費 計				実施戸数 戸
	</			

(29) 伝染病院隔離病舎災害復旧費所要額調

調 査 区 分	事 項
① 施設設置主体 ② 施設の名称 ③ 所在地 ④ 設置年月日 ⑤ 施設の種別 ⑥ 受託医療機関の名称 ⑦ 病床数	単独伝染病院・併設・単独・隔離病舎の別
⑧ 施設の状況 設置主体人口 年間利用延患者数 建築構造	
⑨ 被災年月日及び被害状況	1 年 月 日 被災 2 被災の原因 3 将来の利用価値等参考となるべき事項
⑩ 破 損 個 所 (図面及び写真添付のこと)	
⑪ 損 害 額	円
⑫ 復 旧 費	
⑬ 調 査 年 月 日 調 査 担 当 者	① 年 月 日 ② 所属 氏名 印

(30) 遺体処理台帳

[illegible]

(32) 学用品購入（配分）計画表

[illegible]

(33) 被災教科書一覽表

平成 年 月 日現在

学校

[illegible]

(注) 学校別に記載のこと。

(35) 応急仮設住宅入居該当調

番号	被災台帳 番 号	氏 名	職 業	住 所	家 族 人 員		生活程度	摘 要
					人員数	同 上 中 可働力者		
1							上 中 下 保護世帯	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

(36) 応急仮設住宅該当対象者選定調書
(住宅の応急修理施行)

被災台帳番号							
学区名		村（行政区）名		対象者住所		氏名	
調	査	員	資産の状況		職	業	
調	査	事	項	被災の概要		家庭の概要	
町（行政区）長の意見							
民生・児童委員の意見							
調査員総合意見							
要	施	行	有	無	調査員	印	

(37) 住宅の応急修理該当者調

[illegible]

(38) 罹災証明書

第 号					罹 災 証 明 書					
世 帯 主 住 所		南会津町			大字		字		番地	
氏 名					世帯人員		名			
災 害 の 原 因		水害 ・ 震火災 ・ その他 ()								
被 災 年 月 日		平成 年 月 日								
被 災 場 所										
被 災 状 況										
世 帯 人 員	氏 名		続 柄		年 齢		備 考			
備 考										
上記のとおり被災したことを証明する。										
令和 年 月 日										
南会津町長										印



12 相互応援協定等

災害時等における応急活動の協力に関する協定

南会津町長（以下「甲」という。）と南会津町建設協議会長（以下「乙」という。）と南会津町消防団長（以下「丙」という。）は、地震、大雨等災害時における応急対策活動（以下「応急活動」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、南会津町に災害が発生し、甲及び丙のみでは十分な応急活動の実施ができないときは、乙に対して応急活動の協力を要請することができるものとする。

（要請手続）

第2条 甲は、要請（災害の状況、場所、活動内容、必要な人員及び資機材等）を乙に対して文書又は電話等によって行うものとする。

（対策本部の設置）

第3条 乙は、協力の要請を受けたときには、速やかに応急活動を行うための南会津町建設協議会災害対策本部を設置するものとする。

2 乙は、組合員に必要な人員及び資機材等を準備させ、甲の要請する応急活動に協力するものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づく応急活動に要した費用は、甲乙協議して定めるものとする。

（協力体制の連絡）

第5条 乙は、前もって応急措置を早急に実施できるよう必要な資機材の確保、動員方法を定め、その実施体制及び連絡系統を甲に報告する。

なお、変更が生じた場合にはその都度甲に報告するものとする。

2 協定関係者は年1回程度の協議の場を持ち情報交換及び情報共有を図るよう努める。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から起算して1年とする。ただし期間満了の2ヶ月前までに甲又は乙から別段の意思表示をしないときは、引き続き効力を有するものとする。

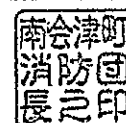
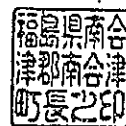
附則 平成18年9月15日付け協定書は破棄する。

平成19年9月1日

（甲） 南会津町長 湯田芳博

（乙） 南会津町建設協議会長 馬場富男

（丙） 南会津町消防団長 渡部武治



災害時等における応急活動の協力に関する協定

南会津町長（以下「甲」という。）と（社）福島県建設業協会山口支部長（以下「乙」という。）と南会津町消防団長（以下「丙」という。）は、地震、大雨等災害時における応急対策活動（以下「応急活動」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、南会津町に災害が発生し、甲及び丙のみでは十分な応急活動の実施ができないときは、乙に対して応急活動の協力を要請することができるものとする。

（要請手続）

第2条 甲は、要請（災害の状況、場所、活動内容、必要な人員及び資機材等）を乙に対して文書又は電話等によって行うものとする。

（対策本部の設置）

第3条 乙は、協力の要請を受けたときには、速やかに応急活動を行うための南会津町建設協議会災害対策本部を設置するものとする。

2 乙は、組合員に必要な人員及び資機材等を準備させ、甲の要請する応急活動に協力するものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づく応急活動に要した費用は、甲乙協議して定めるものとする。

（協力体制の連絡）

第5条 乙は、前もって応急措置を早急に実施できるよう必要な資機材の確保、動員方法を定め、その実施体制及び連絡系統を甲に報告する。

なお、変更が生じた場合にはその都度甲に報告するものとする。

2 協定関係者は年1回程度の協議の場を持ち情報交換及び情報共有を図るよう努める。

（協議）

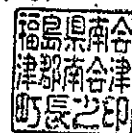
第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から起算して1年とする。ただし期間満了の2ヶ月前までに甲又は乙から別段の意思表示をしないときは、引き続き効力を有するものとする。

平成19年9月1日

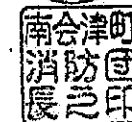
（甲）南会津町長 湯田 芳博



（乙）（社）福島県建設業協会山口支部長 星 公正



（丙）南会津町消防団長 渡部武治



南会津町と台東区との災害時相互応援協定書

南会津町（以下「甲」という。）及び台東区（以下「乙」という。）は、友好都市提携の精神に基づき、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災地の応急対策等を円滑に支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救護・救助、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要なる資器材並びに物資の提供

第3条 本協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣

(4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、応援を要請するときは原則として、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部署を通じて要請し、後日速やかに災害時応援要請書を送付するものとする。

- (1) 災害及び被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援にあつては、品名及び数量
- (3) 前条第3号に掲げる応援にあつては、派遣を必要とする職員の職種及び人員数

(4) 応援を受ける場所、経路及び集結場所

(5) 応援を必要とする期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第4条 甲又は乙は、応援を要請されたときは、可能な範囲で速やかに応ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、応援要請を待っていては応急対策等に支障が出ると予想されるときは、自らの判断により自主的に応援を実施できるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた甲又は乙の負担とする。ただし、前条第2項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、甲乙間で協議するものとする。

（災害補償）

第6条 第2条第3号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応接業務中に生じたものについては要請した側が、被災地への往復経路の途中で生じたものについては応援した側が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定めておくものとする。

2 連絡担当部署は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（協 議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

平成19年10月20日

甲 福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3531番地1

南会津町

南会津町長

湯田 芳博

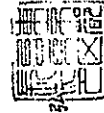


乙 東京都台東区東上野4丁目5番6号

台東区

台東区長

吉住



災害時における南会津町と日光市との相互応援に関する協定書

南会津町（以下「甲」という。）と日光市（以下「乙」という。）とは、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲又は乙の区域において、地震、風水害、火災等による災害（以下「災害」という。）が発生し、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災地の応急対策等を円滑に支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧品、生活物資等の備蓄物資の提供
- (2) 救急活動及び災害復興のための職員の派遣
- (3) 被災住民の受入れ
- (4) 災害援助ボランティアの斡旋
- (5) その他災害対策上必要とする応援

（応援の要請手続き）

第3条 甲又は乙は、応援を要請するときは原則として、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡担当部署を通じて要請し、後日速やかに災害時応援要請書を送付するものとする。

- (1) 災害及び被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援にあつては、品名及び数量
- (3) 前条第2号に掲げる応援にあつては、派遣を必要とする職員の職種及び人数
- (4) 前条第3号に掲げる応援にあつては、被災住民の世帯数及び人数
- (5) 前条第4号に掲げる応援にあつては、業務内容及び人数
- (6) 応援を受ける場所、経路及び集結場所

(7) 応援を必要とする期間

(8) 全各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第4条 甲又は乙は、応援の要請があつた場合は、相互信頼に基づき可能な範囲で速やかに応ずるものとする。

2 甲又は乙は、応援の要請を待っていては応急対策等に支障が出ると予想されるときは、前項の規定にかかわらず自らの判断により自主的に応援を実施できるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応急物資の供給及び施設提供に要する経費は、要請した側が負担するものとする。ただし、前条第2項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、甲乙間で協議して定める。

（災害補償）

第6条 第2条第2号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に生じたものについては要請した側が、被災地への往復経路の途中で生じたものについては応援した側が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を別表のとおり定めておくものとし、変更が生じた場合には、速やかに相手側に報告するものとする。

（相互協力）

第8条 甲及び乙は、災害予防活動その他一般防災事務についても相互に協力するよう努めるものとする。

(この協定に定めのない事項等)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本番2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年4月1日

甲 福島県南会津郡南会津町田島字後原(甲 3531 番地)

南会津町

南会津町長 湯田 芳



乙 栃木県日光市今市本町1番地

日光市

日光市長 斎藤 文



災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と南会津町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

(目的)

この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対応に資することを目的とする。

第2条 情報交換の開始時期

- 第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。
- 一 南会津町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
 - 二 南会津町災害対策本部が設置されたとき
 - 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

(情報交換の内容)

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

(災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ)

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

(平素の協力)

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協 議)

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成25年 6月 27日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号

国土交通省 東北地方整備局長



乙 福島県南会津郡南会津町田島

南会津町長 大宅 宗吉



第31番地1

福島県南会津町と新潟県三条市との災害時における相互応援に関する協定書

福島県南会津町（以下「甲」という。）と新潟県三条市（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生した場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救護及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 避難が必要な被災者の受入れ
- (6) 市役所又は町役場の機能確保のために必要な施設・設備の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の窓口）

第3条 甲又は乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第4条 甲又は乙は、応援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第5条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を実施するよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

（応急物資等の輸送）

第6条 応急物資、応援職員等の輸送については、原則として応援要請を受けた側が行う

ものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費（輸送費を含む。）は、原則として応援要請をした側が負担するものとし、これにより難いときは、甲乙協議して定めるものとする。

（損害補償等）

第8条 応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として応援要請を受けた側が行うものとする。

2 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の遂行中に生じたものについては応援要請をした側が、応援要請への往復途中において生じたものについては応援要請を受けた側が、その賠償の責めを負うものとする。

（協定の期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成26年1月30日

甲 福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531 番地 1

南会津町

南会津町長

大 宅 宗 吉

乙 新潟県三条市旭町二丁目 3 番 1 号

三条市

三条市長

國 定 勇 一



災害時における相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 西白河郡(西郷村、泉崎村、中島村及び矢吹町)並びに南会津郡(下郷町、檜枝岐村、只見町及び南会津町)は、いずれかの町村において地震、風水害等による大規模な災害(以下「災害」という。)が発生し、被災した町村独自では十分に被災者の救済等の応急措置が実施できない場合に、被災した町村の要請に応え応援することにより、被災した町村の災害対応を円滑かつ迅速に遂行するため、この協定を締結する。

(連絡の窓口)

第2条 両郡の町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡する。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救護用物資の提供及びびあせん
- (2) 車両等の貸与並びに応急対策用資機材の提供及びびあせん
- (3) 被災者の一時収容のための施設の提供及びびあせん
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請する町村は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。
ただし、緊急の場合には電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況

- (2) 前条第1号及び第2号に掲げるもののうち必要な品名、数量等
- (3) 応援場所及び当該場所への経路
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として応援を受けた側が負担するものとし、これにより難しい場合は、相互の町村が協議して定めるものとする。

(資料及び情報の交換)

第6条 両郡の町村は、この協定による応援が円滑に行われるよう必要に応じ、防災に関する情報及び資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度両郡の町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、署名の上、各1通を保有する。

平成26年1月30日

福島県西白河郡 西郷村長

佐藤正寿



" 泉崎村長

久保木正太



" 中島村長

加藤幸一



" 矢吹町長

野崎吉郎



福島県南会津郡 下郷町長

星



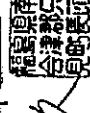
" 檜枝岐村長

星



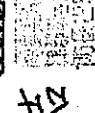
" 只見町長

目黒吉久



" 南会津町長

大宅宗吉



災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定

南会津町(以下甲)といふ。)と有明会社ミナト(グリーンホテルミナト)以下乙といふ。1は、地震、風水害その他の災害又はほかの緊急事態等(以下災害等)といふ。)の発生時ににおける高齢者等の特徴の配慮が必要となる方への宿泊施設、入浴及び食事の提供等(以下宿泊施設等の提供等)といふ。)に関する協定を次のとおり締結する。

(五)

第1条 この協定は、災害等発生時又は水害に備えた早期避難時において、高齢者等特段の配慮が必要となる方の避難を甲が速やかに実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要略)

第2条 甲は、災害発生時において、特段の重圧が必要なる方の避難所の確保及び迅速やかな避難について、乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した協力要請書(様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請し、事後追やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職・
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

(要請する業務の範囲)

第3条 前条の規定による要訓に基づき、乙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

- (1) 乙が所有する宿泊施設への宿泊、入浴及び食事の提供
- (2) 前号の業務を実施するにあたっての空室等の状況の把握及び調整
- (3) その他必要とする事項

2 宿泊施設等への入所者に対する健康状態のモニタリング、体調管理、発熱や咳の症状が出た方への対応等は、甲が当該宿泊施設をへ職員等を派遣し実施するものとする。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上で決定するものとする。

(与友方和)

第4条 乙は、甲から第2条の規定による協力の要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかにとるものとする。

2 乙は、前項の規定により業務を実施した場合は、甲に対し、その費用を次に掲げる事項を記録した業務実施報告書(様式2)により報告するものとする。ただし、算定を要する場合は、電話・FAX等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 履行の場所
(2) 受入教、提供部屋数、食事その他の履行内容
(3) 履行の期日及び期間
(4) その他必要な事項

(受入対象者)

第5条 省は施設等への受入対象とする特段の配慮が必要な方とは、次のとおりとする。

- (1) 高齢者や妊婦、障がい者等の避難行動要支援者及び新型コロナウイルス感染症の
 罹患にリスクが高い方で、甲が必要と認めた方
 (2) その他上記(1)に規定する方の家族等甲が必要と認めた方

(受入対象期間)

第6条 宿伯施等への受入が密閉間は、原則として、甲による選定準備・高齢者等選定開始の指示を要せず、宿伯施等へ第5条に規定する受入対象者が所した日から退所する日までの間とする。ただし、これにより離れ場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

(宿泊施設等への対象者の割振り)

第7条 宿泊施設等への対象者の置振りは甲が行うものとする。

2 甲は、前項の刺激りを災害等発生後速やかに行えるよう、受入施設、受入可能人数、受入手順等について、事前にこの連絡調整を行うものとする。

(経費)

第8条 甲は、第3条の規定により乙が実施した業務に係る経費（以下「経費」という。）を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、次のとおりとする。

- (1) 1 泊朝食付の場合
1人あたり6,000円(消費税込み)
- (2) 昼食、夕食については、別途甲が手配し、負担するものとする。

(受入実績の報告と経費の請求)

第9条　乙は、業務が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した受入実績報告書(様式3)を甲に提出するとともに、請求額により甲に対して経費を請求するものとする。

- (1) 氏名、性別及び年齢
- (2) 住所
- (3) 宿泊期間及び泊数
- (4) 金額
- (5) 処置者の要件（上記第5条）
- (6) 特記事項

(経費の支払い)

第10条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、請求書を収受した日か

ら 30 日以内に支払うものとする。

G(協調整体制の整備)

第 11 条 甲及び乙は、災害等発生時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第 12 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し取議や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間・解除)

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日から 1 か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 部作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 部を保有する。

令和 2 年 7 月 6 日

甲 福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 353-1

南会津町

南会津町長

大 宅 宗 吉



乙 福島県南会津郡南会津町田島字西番場甲 353-1

南会津町

有限会社ミナト (グリーンホテルミナト)

代表取締役社長 桑 田 照 幸



災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定

南会館町（以下「甲」という。）と株式会社ダイワリソートホテルズ（ダイワリソートホテルズ（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他の災害又は武力攻撃事態等（以下「災害等」という。）の発生時における高齢者等の被災者の提供が必要となる方への宿泊施設、入浴及び食事の提供等（以下「宿泊施設の提供等」という。）に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等発生時又は水害に備えた早期避難時において、高齢者等特定の配慮が必要となる方の避難を中が速やかに実施するため、乙の甲に於ける協定に關し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害等発生時において、特定の配慮が必要となる方の避難所の確保及び迅速やかな避難について、乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した協力要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請し、事後速やかに文書を添付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職・氏名及び担当者の職・氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

（要請する業務の範囲）

第3条 前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、既に次に掲げるものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

- (1) 乙が所有する宿泊施設への宿泊、入浴及び食事の提供
- (2) 前号の業務を実施するにあたっての居室等の状況の把握及び調整
- (3) その他必要とする事項

2 宿泊施設等への入所者に対する他職種のモニタリング、体調管理、発熱や咳の症状が出た方への対応等は、甲が当該宿泊施設等へ職員等を派遣し実施するものとする。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

（実施）

第4条 乙は、甲から第2条の規定による協力の要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかにとるものとする。

2 乙は、前項の規定により業務を実施した場合は、甲に対し、その状況を次に掲げる事項を記載した業務実施報告書（様式2）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（履行の場所）

- (1) 受入人数、提供施設数、食事その他の履行内容
- (2) 履行の期日及び期間
- (3) その他必要な事項

（受入対象者）

第5条 宿泊施設等への受入対象とする特定の配慮が必要となる方は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者や妊婦、障がい者等の避難行動要援者及び新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高い方で、甲が必要と認めた方
- (2) その他上記（1）に規定する方の家族等甲が必要と認めた方

（受入対象期間）

第6条 宿泊施設等への受入対象期間は、原則として、甲による避難準備・高齢者等避難開始の指示を契機として、宿泊施設等へ第5条に規定する受入対象者が入所した日から退所する日までの間とする。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

（宿泊施設等への対象者の制限）

第7条 宿泊施設等への対象者の制限は甲が行うものとする。

2 甲は、前項の制限を災害等発生後速やかに行えるよう、受入施設、受入可能人数、受入手続等について、事前に乙との連絡調整を行うものとする。

（経費）

第8条 甲は、第3条の規定により乙が実施した業務に係る経費（以下「経費」という。）を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、次のとおりとする。

- (1) 1泊朝食付の場合
1人あたり6,500円（消費税別）
- (2) 昼食、夕食については、別途甲が手配し、負担するものとする。

（受入実績の報告と経費の請求）

第9条 乙は、業務が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した受入実績報告書（様式3）を甲に提出するとともに、請求書により甲に対して経費を請求するものとする。

- (1) 氏名、性別及び年齢
- (2) 住所
- (3) 宿泊期間及び泊数
- (4) 金額
- (5) 対象者の要件（上記第5条）
- (6) 特記事項

（経費の支払）

第10条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、請求書を受付した日か

ら 30 日以内に支払うものとする。

(継続調整体制の整備)

第 11 条 甲及び乙は、災害発生時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する継続調整体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第 12 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に因し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間・解除)

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日から 1 か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 部作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 部を保有する。

令和 2 年 8 月 7 日

甲 福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531-1
南会津町
南会津町長 大 宅 宗 吉


7. 福島県須賀山市朝日 3 丁目 2 番 27 号
株式会社ダイワリンクホテルズ
代表取締役 安 藤 元
福島県南会津郡南会津町田島字大坪 9
ダイワリンクホテル会津田島
支配人 車 田 理




災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

南会津町（以下「甲」という。）と社会福祉法人南会津町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時、南会津町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、防災計画に基づき、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する南会津町福祉ホール（以下「事務所」という。）のうち支店活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、防災計画に基づき、その設置場所を決定するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、福島県・南会津町社会福祉協議会における災害時相互支援に関する協定書に基づき、福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）及び南会津町社協等の支援協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連携調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を実施することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、乙の災害ボランティアセンター設置・運営要綱に基づく業務を行う

ものとする。

（資機材等の確保）

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

2 乙は、県社協に必要に応じた資機材の確保のため、借入れ又は提供を要望することができる。

（費用負担）

第9条 センターの設置に関わる費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 センターの運営に要するこの職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）又は臨時職員及び非常勤職員の人件費、派遣職員の旅費などに関する費用は、甲乙で協議を行い、必要に応じ委託契約を締結するものとする。

3 乙は卸項の費用に關する資料を5年間保管するものとする。

（センターの閉所）

第10条 センターの閉所は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、乙が決定するものとする。

（損害補償）

第11条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

（報告）

第12条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（平常時における体制整備）

第13条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター構内の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年3月15日

甲 福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3531番地1
南会津町 町 長 渡 部 正 義



乙 福島県南会津郡南会津町田島字中町甲3918番地1
社会福祉法人南会津町社会福祉協議会 会 長 渡 部 仁



伊奈町と南会津町との災害時における相互応援に関する協定

伊奈町と南会津町とは、災害時における応援対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、伊奈町と南会津町（以下「両自治体」という。）のいずれかの地域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生した場合において、応援対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設、応急復旧等に必要資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 避難が必要な被災者の受け入れ
- (6) 町役場の機能確保のために必要な施設・設備の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の窓口）

第3条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生した場合は、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第4条 両自治体は、応援を要請しようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要性
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第5条 両自治体は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を実施するよう努めるものとする。ただし、特別の事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

（応急物資等の輸送）

第6条 応急物資、応援職員等の輸送については、原則として応援要請を受けた側が行うものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に関する経費（輸送費を含む。）は、原則として応援要請をした側が負担するものとし、これにより難いときは、両自治体が協議して定めるものとする。

（損害補償等）

第8条 応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は職務の状態となった場合の本人、又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として応援要請を受けた側が行うものとする。

第9条 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請をした側が、応援要請への往復途中において生じたものについては、応援要請を受けた側が、その賠償の責めを負うものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項、又は協議が生じた場合は、両自治体が協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、両自治体署名の上、各1通を保有する。

令和5年5月13日



埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地
伊奈町
伊奈町長 大島 清



福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3531番地1
南会津町
南会津町長 渡部 正新

災害時及び捜索等における無人航空機による協力に関する協定書

南会津町（以下「甲」という。）と、Amatobu（以下「乙」という。）は、地震、暴風、洪水その他の災害時、及び捜索において、無人航空機を利用した協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、南会津町内において、災害発生または発生のおそれのある場合、または、火災、捜索等において無人航空機（新空法（昭和27年法律第281号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）を使用した情報の収集活動、その他必要と認められる活動に関する協力（以下、「協力活動」という。）について、円滑かつ適切に実施するために本協定を締結する。

（緊急時の協力要請）

第2条 甲は、協力活動が必要と認めるときは、乙に対し要請書（様式第1号）により協力要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、要請書によらず口頭により要請することとし、速やかに乙に要請書を提出するものとする。

（活動内容）

第3条 甲が乙に協力活動を要請する内容は以下のとおりとする。

- (1) 対応に必要な映像・画像等の情報収集に関すること
 - (2) 行方不明者の捜索に関すること
 - (3) その他必要事項については、甲・乙の協議のうえ決定すること
- 2 乙は、甲から要請を受けた場合は、関連法令を遵守することにも甲の指示に従い、必要な人員、無人航空機及び資機材等を派遣し、協力の要請に可能な範囲で応ずるものとする。

（活動報告）

第4条 協力活動を実施した場合、報告書（様式第2号）を甲の定める期限までに乙が報告書の提出を行う。

（映像等の所有権）

第5条 本協定に基づく災害協力活動による映像や画像等の所有権及び著作権（昭和46年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）は、甲に帰属するものとする。

（協力活動の費用負担）

第6条 協力活動の費用については甲乙協議の上定めるとし、乙が第3条の規定に基づき要した費用については甲が負担するものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙は、業務上知り得た甲または第三者の秘密を漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

（平常時の準備）

第8条 乙は、無人航空機の運用方法をマニュアルに定めるとともに、平常時から無人航空機の活用技術維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

（損害賠償）

第9条 協力要請に伴い乙の構成員及び無人航空機に生じた損害（第三者に対する損害を含む。）の補償の取扱は、次のとおりとする。

- (1) 乙の構成員が協力活動中に死亡若しくは負傷し、又は協力活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、甲が必要と認める範囲でその損害を補償する。ただし、乙の構成員が協力活動中に明らかに乙又は乙の構成員の責任に帰する原因により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。
- (2) 乙の構成員が活動時の住居等上における交通事故等により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。
- (3) 乙は、協力活動にあたり、必要な保険（損害賠償等）に加入している無人航空機を使用するものとする。
- (4) 乙の保有する無人航空機が協力活動中に破損、紛失した等の損害が生じた場合は、乙の加入する保険等により対応するものとする。ただし、当該無人航空機について機体保険等に加入していないことについてやむを得ない事情があると認められ、かつ、損害の生じた原因が甲の故意または重大な過失によるものであることが明らかである場合は、この限りでない。
- (5) 甲乙両者は、損害補償すべき事実が発生した時は速やかに相手方に連絡することともに、必要な書類等を提出するものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定に関する連絡責任者を定め、平時及び緊急時における連絡先を明らかにし相互に確認するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。
2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からのこの協定を更新しない旨の文言による通知がない場合は、有効期間は1年間更新されるものとし、以後同様とする。

（協議）

第12条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定める。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年6月1日

甲 福島県南会津郡南会津町山崎字後原甲3531番地1
南会津町
南会津町長 渡辺 正哉

乙 福島県南会津郡南会津町山口字上新田 1029 番地 1
Amatobu
代表 星 尚子

災害時における物資供給に関する協定書

南会津町(以下「甲」という。)(と会津パッケージ株式会社(以下「乙」という。))は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。))において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1)段ボールベッド
- (2)段ボールトイレ
- (3)毛布
- (4)その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として運行できるように配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に至した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を精査し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に瑕疵が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年8月5日

甲 福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3631 番地 1

南会津町

南会津町長

渡部 正哉

乙 福島県会津若松市門田町大字一ノ瀬村西 580-13

会津パッケージ株式会社

代表取締役社長

鈴木 正太郎

